



茨城県報 第 2687 号

平成27年4月30日

木曜日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
●茨城県警察署協議会規則の一部を改正する規則	1
告 示	
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告(2件)(中小企業課)	2
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正(農業経営課)	3
●道路の区域の決定(道路維持課)	3
●道路の区域の変更(道路維持課)	4
●道路の供用の開始(5件)(道路維持課)	4
(公 安 委 員 会)	
●少年指導委員の委嘱	5
公 告	
●茨城県の給与・定員管理等の公表(人事課)	6
●落札者等の公示(3件)(税務課)	31
●農用地利用配分計画の認可(農業経営課)	32
●基本測量の実施(用地課)	33
(教 育 委 員 会)	
●平成28年度採用茨城県公立学校教員選考試験の実施	34
(人 事 委 員 会)	
●平成27年度茨城県職員採用大学卒業程度試験の実施	60
●平成27年度茨城県職員等採用高校卒業程度試験の実施	66
(収 用 委 員 会)	
●土地収用法に基づく裁決書の正本の送達(3件)	70

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第7号

茨城県警察署協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月30日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県警察署協議会規則の一部を改正する規則

茨城県警察署協議会規則（平成13年茨城県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表つくば中央警察署協議会の項中「10」を「11」に改め、同表合計の項中「219」を「220」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第621号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー常陸大宮店
常陸大宮市石沢1802 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）
平成27年4月9日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年3月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第622号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常陸大宮ショッピングセンター

常陸大宮市下村田字坪井上2369番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成27年 4 月 2 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年 3 月25日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第623号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和52年茨城県告示第405号) の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 1 中「0.40%」を「0.45%」に改める。

別表 2 中「0.8%」を「0.7%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年 4 月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第624号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成27年 4 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 潮来土浦自転車道線

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
かすみがうら市牛渡字町田809番 1 から	最大 3.3	237	
かすみがうら市牛渡字浜下808番 1 まで	最小 3.3		

茨城県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手谷中線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
取手市清水字三軒家屋敷959番1から 取手市清水字三軒家屋敷958番1まで	旧	最大 11.3 最小 9.8	32	
	新	最大 12.0 最小 12.0	32	現道拡幅

茨城県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 245号
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市部田野字中西原1571番地先から
ひたちなか市部田野字中西原1666番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月30日

茨城県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小川鉾田線
- 2 供用開始の区間 鉾田市借宿字清水田302番1地先から
鉾田市借宿字郷土川343番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月18日

茨城県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成27年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦笠間線
- 2 供用開始の区間 石岡市大増字岡田3344番 2 から
桜川市木植字板敷101番 6 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 4 月30日

茨城県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成27年 4 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小野土浦線
- 2 供用開始の区間 土浦市大志戸字下田1609番 5 から
土浦市大志戸字下田1612番 4 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 4 月30日

茨城県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成27年 4 月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市牛渡字町田809番 1 から
かすみがうら市牛渡字浜下808番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 4 月30日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第 1 項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 4 月30日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

氏 名	連 絡 先
宮 内 智 美	行方警察署生活安全課
宮 河 真由美	行方警察署生活安全課

公 告

●茨城県の給与・定員管理等の公表

茨城県の給与・定員管理等について、次のとおり公表する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	2,993,638	1,080,575,842	3,713,390	312,534,536	28.9	29.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

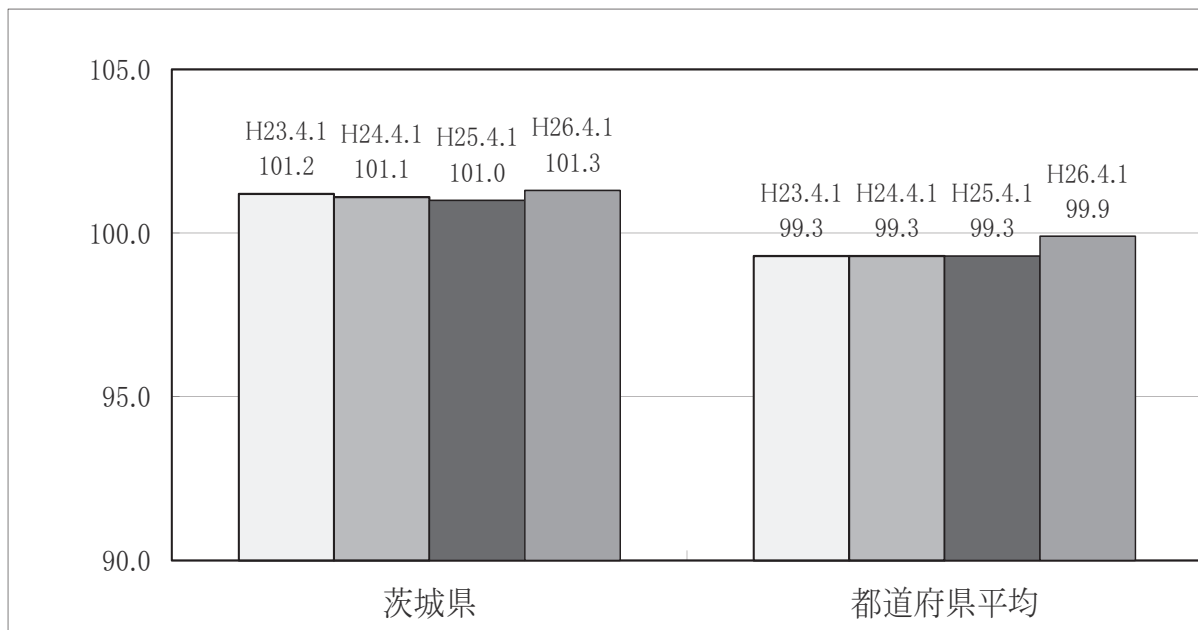
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道 府県平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	32,719	143,615,870	26,735,945	55,238,764	225,590,579	6,895	6,875

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

初任給基準1号高など、国よりも有利な従前の制度の影響及び給与構造改革における経過措置（現給保障）により、中高年齢層の職員の給与水準が高いことが主な理由である。

H27年度末で給与構造改革における経過措置が廃止されることや、高齢層職員の退職により、ラスパイレース指数は徐々に下がっていく見込みである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 380,839	円 379,747	1,092円 (0.29%)	% 0.24	% 0.24	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.12	月 3.95	月 0.17	月 0.15	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国に準ずることを基本として水準を引下げ。1級（全号給）及び2級の初任給に係る号給は引下げを行わず、3級以上の級の高位号給は平均を上回る引下げ。行政職給料表等について号給を増設。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 0～16%に対し，茨城県においては県内一律 6%（制度完成時）を支給。

（実施時期）平成27年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし，平成27年度は県内一律 4%。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30. 4. 1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	6.73 %	7.24 %	6.88 %
茨城県の支給割合（県内一律）	3 %	6 %	4 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について，国と同様に見直しを実施（平成27年 4 月 1 日実施）。

(6) 特記事項

県独自の給与減額措置

① 一般職の管理職について，給料を 1%～5%減額している。

② 特別職について，給料・報酬月額を，知事は20%，副知事は15%，議長，副議長及び議員は10万円を減額している。

※ 実施期間：平成26年 4 月 1 日～平成27年 3 月 31 日（1 年間）

2 職員の平均給与月額，初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
茨城県	42.9歳	338,301円	417,093円	372,334円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
都道府県平均	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
茨城県	51.8歳	336人	343,516円	390,167円	366,343円	—	—	—	—
うち用務員	54.5歳	137人	332,374円	365,863円	353,843円	用務員	54.3歳	199,300円	1.8
うち調理員	49.4歳	35人	350,859円	385,305円	367,368円	調理師	46.4歳	239,900円	1.6
うち運転手	45.7歳	9人	328,467円	523,132円	359,403円	自家用自動車 運転手	54.4歳	192,900円	2.7
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
都道府県平均	51.2歳	282人	331,881円	387,064円	364,062円	—	—	—	—

※ 民間の用務員は，全国平均の数値

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
茨城県	6,173,839円	-	-
うち用務員	5,802,472円	2,747,000円	2.1
うち調理員	6,148,345円	3,225,400円	1.9
うち運転手	7,730,296円	2,472,000円	3.1

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23年～25年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務、内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城県	44.9歳	389,929円	446,212円
都道府県平均	44.8歳	383,450円	443,343円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城県	45.2歳	382,450円	429,650円
都道府県平均	43.5歳	368,928円	422,542円

⑤警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨城県	39.0歳	323,324円	431,480円	352,607円
国	41.3歳	316,666円	-	367,707円
都道府県平均	38.8歳	321,974円	463,360円	366,254円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		茨城県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

技能労務職	高校卒	137,200円	－
	中学卒	129,200円	－
高等学校 教育職	大学卒	192,800円	－
	高校卒	148,800円	－
小・中学校 教育職	大学卒	192,800円	－
	高校卒	148,800円	－
警察職	大学卒	197,200円	200,000円
	高校卒	164,700円	161,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,824円	368,145円	398,850円	421,250円
	高校卒	230,125円	320,798円	358,553円	380,974円
技能労務職	高校卒	－	307,467円	331,800円	364,398円
	中学卒	－	－	315,400円	－
高等学校 教育職	大学卒	323,498円	411,269円	429,540円	440,411円
	高校卒	－	318,804円	355,093円	378,931円
小・中学校 教育職	大学卒	310,139円	400,971円	416,544円	429,818円
	高校卒	－	－	－	－
警察職	大学卒	299,923円	394,890円	409,589円	428,196円
	高校卒	255,612円	354,773円	388,894円	405,674円

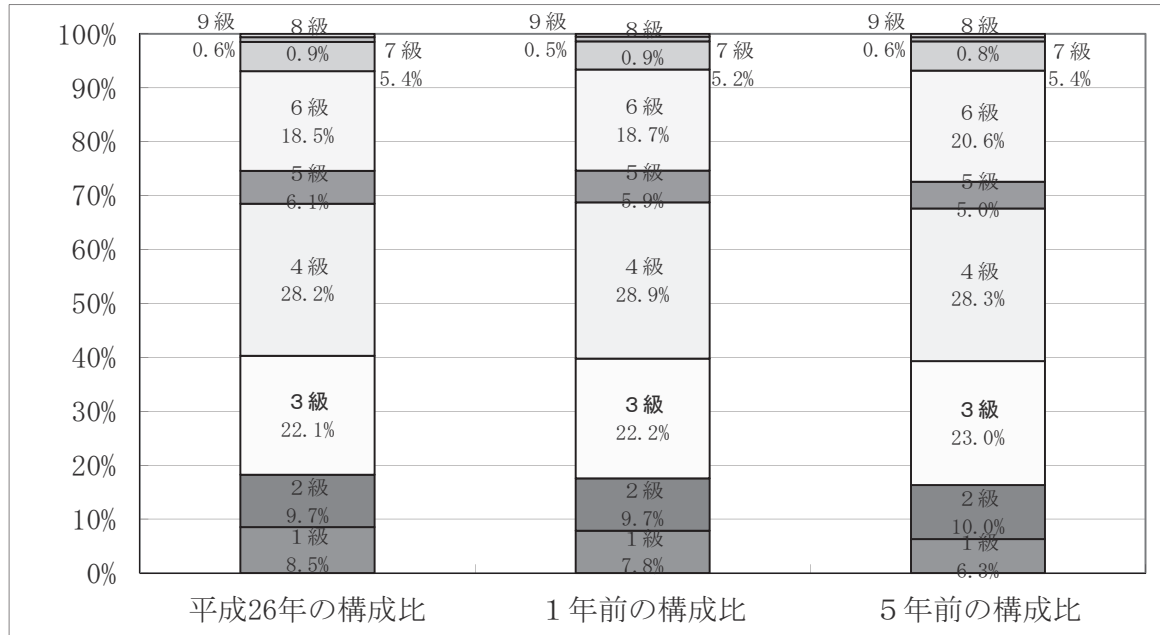
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	496人	8.5%	135,600円	243,700円
2級	〃	566人	9.7%	185,800円	307,800円
3級	係長・主任	1,295人	22.1%	222,900円	354,700円
4級	係長	1,651人	28.2%	261,900円	388,300円
5級	課長補佐	356人	6.1%	289,200円	400,600円
6級	副参事・技佐・課長補佐	1,083人	18.5%	320,600円	422,600円
7級	課長・副参事・技佐	317人	5.4%	366,200円	456,200円
8級	次長	53人	0.9%	413,000円	478,200円
9級	部長・次長	37人	0.6%	464,600円	537,700円

(注) 1 茨城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
 - ・ 人事評価の結果を昇給に反映している。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
 - ・ 部長級職員は、A（8号以上）、B（6号）、C（3号）、D（2号）、E（0号）の5段階の昇給区分に決定している。
 - ・ その他の職員は、特に良好（5号以上）、良好（4号）、良好と認められない（3号以下）の3段階の昇給区分に決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨 城 県		国	
1人当たり平均支給額（25年度）		-	
1,662 千円			
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%	・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%	・ 管理職加算	10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤労手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 1 勤務成績の評定の実施状況
- ・ 人事評価の結果を勤労手当に反映している。
- 2 勤労手当への勤務実績の反映状況
- ・ 管理職員は、特に優秀、優秀、良好、やや不良、不良の5段階の区分で成績率を設定している。
 - ・ その他の職員については、標準、やや不良、不良の3段階の区分で成績率を設定している。
- また、知事表彰を受けた職員に対し、30,000円～50,000円の加算を行っている。
- (平成26年度6月期勤労手当 50,000円加算対象者 18名 30,000円加算対象者 34名)

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

茨 城 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	1,411千円	24,263千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		4,757,668千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		145,477 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
取手市	3.0%	859人	15.0%
つくば市	3.0%	1,745人	12.0%
水戸市・土浦市・守谷市	3.0%	8,919人	10.0%
日立市・古河市・牛久市・ひたちなか市	3.0%	4,773人	6.0%
龍ヶ崎市・筑西市・つくばみらい市・利根町	3.0%	2,461人	3.0%
上記以外の県内地域	3.0%	13,866人	0.0%
東京都特別区	18.0%	37人	18.0%
大阪府大阪市	15.0%	3人	15.0%
埼玉県和光市	15.0%	1人	15.0%
東京都立川市	12.0%	1人	12.0%
神奈川県川崎市	12.0%	1人	12.0%
千葉県千葉市	10.0%	1人	10.0%
北海道札幌市	3.0%	3人	3.0%
福井県福井市	3.0%	1人	3.0%

医師	15.0%	33人	15.0%
平均支給率	3.03%	-	4.90%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			97.8 (101.3)

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		1,773,090千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		134,101円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		40.4%		
手当の種類 (手当数)		22		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
県税業務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税業務	40,027千円	日額320円～740円
福祉業務手当	福祉相談センター等に勤務する職員	要保護者・児童・身体障害者等と直接接して行う社会福祉業務等	5,767千円	日額580円
実習指導手当	産業技術専門学院等に勤務する職員	職業訓練の業務等	27,179千円	給料月額の4～8%等
取締等業務手当	高圧ガス等の保安検査、漁業・狩猟の取締り業務に従事する職員、県民センターの環境保全課等に勤務する職員等	保安検査、立入検査、漁業取締、狩猟取締、公害防止に関する法令の規定に基づき、工場若しくは事業場等に立ち入り、調査又は検査を行う業務等	1,697千円	日額290円～750円
家畜等取扱手当	畜産センター等に勤務する職員	種雄牛又は種雄豚の自然交配の準備作業等	816千円	日額230円～760円
特殊現場作業等手当	土木部の出先機関等に勤務する職員	公共土木施設災害応急作業、高所作業、トンネル内作業等	1,124千円	日額150円～1,080円等
用地交渉業務手当	土木事務所等に勤務する職員	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う特に困難な交渉業務	2,962千円	日額1,000円 (深夜 日額1,500円)
医師手当	県立病院等に勤務する医師、歯科医師	医療若しくは試験検査の業務	8,006千円	月額25,000円～35,000円
保健衛生業務手当	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者と直接接する面接相談、訪問指導又は集団生活指導の業務等	179千円	日額290円～450円
解剖作業手当	医療大学付属病院、警察本部、警察署等に勤務する職員	死体解剖の補助作業(医師以外)	10,065千円	1体につき3,200円 (1日5,500円限度)

放射線作業手当	保健所等に勤務する職員	人体に対するエックス線照射の補助作業等	91千円	日額230円～590円
有害薬剤等取扱手当	消費生活センター等に勤務する職員	病虫害防除のため、特定劇物を用いて行う散布作業等	497千円	日額290円
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員等	警察官の行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等	136,160千円	勤務1回410円～1,100円
夜間看護等手当	県立病院等に勤務する職員	深夜における看護等の業務等	26,336千円	勤務1回2,000円～6,800円
水上作業手当	水産試験場、海洋高等学校に勤務する職員	船籍港及び定係港外における水産に関する試験研究若しくは指導訓練、県有船又は県が借上げた船舶に乗り組んで行う漁ろう作業等	5,042千円	日額300円～650円 1航海(漁獲総額-市場手数料)×20/100の範囲内
潜水作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水具を着用しての潜水作業	145千円	1時間につき310円～2,250円
警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員	警察職が行う特殊業務	369,515千円	日額280円～5,200円等
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	非常災害時等の緊急の業務、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、部活動における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの等	862,708千円	日額1,800円～6,400円
多学年学級担当手当	小学校、中学校に勤務する職員	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級の授業又は指導等	2,790千円	日額290円、日額350円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務	196,776千円	日額200円
航空業務手当	消防防災課、警察本部に勤務する職員	航空機の操縦業務	6,650千円	航空機に搭乗した時間1時間につき5,100円(通常業務)
在勤手当	財団法人茨城県国際交流協会が運営する上海事務所等に駐在する職員	当該駐在発令に係る業務	9,916千円	「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の規定の例による在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当(在勤基本手当及び配偶者手当は同法の80%)の合計額相当額を支給

※各手当の支給実績は、給与システムからの抽出によるため、特殊勤務手当全体の支給実績(決算ベース)とは一致しない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	4,115,427千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	360千円

支給実績 (24年度決算)	4,099,214千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	354千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成25年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり, 短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 6,500円 (うち一人について, 配偶者がいない場合にあつては 11,000円) (3) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同		3,426,569千円	243,606円
住居手当	借家等居住者 (家賃12,000円以上) (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (27,000円 限度)	同		1,991,894千円	123,559円
通勤手当	(1) 交通機関 (電車等) 利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 (上限 55,000円) (2) 交通用具 (自動車等) 利用者 距離段階区分に応じ 2,000円 ~ 55,000円	異	交通用具利用者における支給額等	5,008,464千円	172,706円
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 23,000円 + 加算額 (職員の住居と配偶者等の住居との交通距離段階区分に応じ 6,000円 ~ 45,000円)	同		105,526千円	308,556円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 (1) 通常の宿日直勤務 1回につき4,200円 (2) 管理又は監督等の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務 1回につき5,100円 ~ 7,200円 (3) 病院における宿日直勤務 (医師当直勤務) 1回につき20,000円	同		613,179千円	274,108円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に管理職手当の区分に応じ 1 回当たり 6,000円 ~ 12,000円を支給 (勤務が 6 時間を超える場合 9,000円 ~ 18,000円)	同		34,350千円	377,473円

休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額。	異	勤務1時間当たりの支給額に算出基礎に及ぶ農林漁業普及指導手当等を含む	917,986千円	394,155円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同		1,673,714千円	613,082円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 (1) 世帯主である職員 ①扶養親族有 17,800円～26,380円 ②扶養親族無 10,200円～14,580円 (2) その他の職員 7,360円～10,340円	同		247千円	82,333円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する職員に支給。 給料表の級号給に応じて2,000円～8,000円			1,512,559千円	73,949円
初任給調整手当	医師及び歯科医師の資格を有するものをもって充てる職に、大学卒業後一定期間内に採用された職員に支給。 最高支給額 医療 (一) 306,000円 教育 (一) 50,000円	同		58,632千円	1,221,500円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事した場合に支給。 給料月額に100分の2～8を乗じた額			60,563千円	332,764円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した場合に支給。 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	異	勤務1時間当たりの支給額に算出基礎に及ぶ農林漁業普及指導手当等を含む	363,936千円	167,635円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程の業務に従事する教職員に支給。 給料月額及び教職調整額に100分の8(管理職手当受給者については100分の6)を乗じた額			132,958千円	661,483円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小・中学校等に勤務する教職員に対して支給。 給料及び扶養手当の月額に一定割合(8～25%)を乗じた額			10,966千円	274,150円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する教職員に支給。 給料月額及び教職調整額に100分の8を乗じた額			178,217千円	422,315円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,072,000円 (1,340,000) 円
	副 知 事	918,000円 (1,080,000) 円
報酬	議 長	910,000円 (1,010,000) 円
	副 議 長	800,000円 (900,000) 円
	議 員	750,000円 (850,000) 円
期末手当	知 事	(25年度支給割合)
	副 知 事	2.95 月分
	議 長	(25年度支給割合)
	副 議 長	2.95 月分
退職手当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数×0.56 36,019,200円 任期毎
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.42 21,772,800円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	40	40	0	こども福祉医療センターの廃止による減 保健所の許認可業務の増等 職業能力開発業務の効率化 水産業業務の効率化 企業の海外展開支援、観光業務の増 道路補修業務の民間委託化
		総務企画	793	793	0	
		税 務	279	279	0	
		民 生	473	433	▲40	
		衛 生	763	774	11	
		労 働	106	104	▲2	
		農 林 水 産	1,281	1,279	▲2	
		商 工	195	204	9	
	土 木	899	895	▲4		
		計	4,829	4,801	▲28	(参考：人口10万人当たり職員数163人)
	教育部門	22,599	22,346	▲253	学校の統廃合等による学級減	
	警察部門	5,292	5,294	2	警察官の欠員の補充	
	小計	32,720	32,441	▲279	(参考：人口10万人当たり職員数1,102人)	

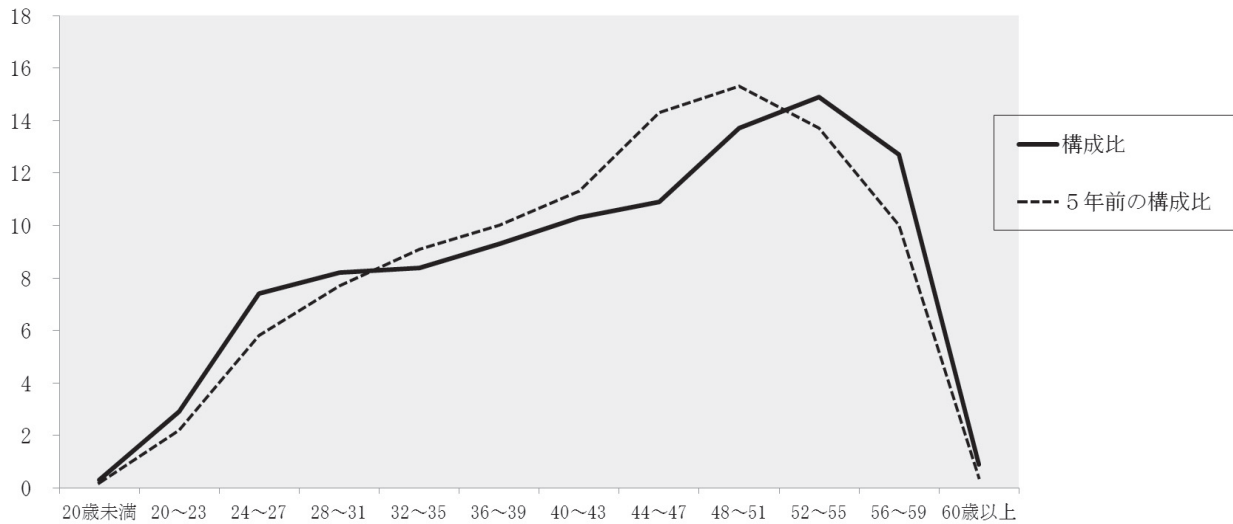
公 営 企 業 会 計 部 門	病 院	1,126	1,171	45	看 護 師 等 の 増 欠 員 の 補 充
	水 道	92	94	2	
	下 水 道	88	88	0	
	そ の 他	153	153	0	
	小 計	1,459	1,506	47	
	合 計	34,179 [37,906]	33,947 [38,081]	▲232 [175]	(参 考 : 人 口 10 万 人 当 たり 職 員 数 1,153 人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

(%)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 112	人 985	人 2,504	人 2,779	人 2,857	人 3,147	人 3,506	人 3,713	人 4,652	人 5,074	人 4,298	人 320	人 33,947

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分		21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	職員数	5,261	5,174	5,055	4,872	4,829	4,801	▲460(▲8.7%)
教 育	職員数	23,076	23,037	22,891	22,689	22,468	22,216	▲860(▲3.7%)
警 察	職員数	5,205	5,237	5,259	5,300	5,292	5,294	89(1.7%)

公営企業 等 会 計	職員数	1,514	1,507	1,542	1,573	1,590	1,636	122(8.1%)
計	職員数	35,056	34,955	34,747	34,434	34,179	33,947	▲1,109(▲3.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道用水供給事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 14,065,520	千円 2,827,501	千円 1,025,699	% 7.3	% 7.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり給与費 B/A	(参考) 都道 府県平均一人 当たり給与費
		給 料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 106	千円 411,147	千円 68,130	千円 147,746	千円 627,023	千円 5,915	千円 6,862

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

<企業局全事業共通>

県独自の給与減額措置(実施期間:平成26年4月1日~平成27年3月31日)

- 給料月額について、企業局長は14%の減額を実施している。
- 給料月額について、一般職の管理職は1%から5%の減額を実施している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	42.6歳	355,430円	536,654円
団 体 平 均	45.0歳	369,422円	571,146円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当及び通勤手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)
1,394千円	1,521千円

(25年度支給割合)

期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分

※知事部局と同様

(加算措置の状況)

職制上の段階, 職務の級等による加算措置 有

※知事部局と同様

(注) () 内は, 再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在) ※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7 月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2 ~ 45%)	
※知事部局と同様		
1人当たり平均支給額		25,135千円

ウ 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		13,010千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		122,736円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
茨城県	3.0%	106	3.0%

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給総額 (25年度決算)		496千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		62,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		7.5%	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上10m 以上での監督・検査業務等	日額220円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために, 現地において行う困難な交渉業務	日額1,000円 (夜間 日額1,500円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額290円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1勤務1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	21,084千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	234千円

支給実績 (24年度決算)	19,479千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	207千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 6,500円 (うち一人については、配偶者がいない場合にあっては11,000円) (3) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同	なし	13,604千円	256,679円
住居手当	借家等居住者 (家賃12,000円以上) ①家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 (家賃 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 (27,000円限度)	同	なし	6,108千円	86,028円
通勤手当	(1) 交通機関 (電車等) 利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 (上限55,000円) (2) 交通用具 (自動車等) 利用者 距離段階区分に応じ 2,000円 ~ 55,000円	同	なし	29,902千円	287,519円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額を支給	同	なし	11,270千円	662,941円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した場合に支給: 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	なし	1,428千円	158,667円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に管理職手当の区分に応じ1回当たり6,000円 ~ 12,000円を支給 (勤務が6時間を超える場合9,000円 ~ 18,000円)	同	なし	-	-

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	9,349,460	4,840,934	710,839	7.6	7.7

区 分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当 たり給与費 B/A	(参考) 都道 府県平均一人 当たり給与費
		給 料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉手当			
25年度	人 73	千円 296,957	千円 50,500	千円 110,444	千円 457,901	千円 6,273	千円 6,336

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

<企業局全事業共通>

県独自の給与減額措置（実施期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日）

- 給料月額について、企業局長は14%の減額を実施している。
- 給料月額について、一般職の管理職は1%から5%の減額を実施している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	44.5歳	372,717円	551,913円
団 体 平 均	45.4歳	343,373円	528,594円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当及び通勤手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均
1人当たり平均支給額（25年度） 1,513千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,475千円
(25年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
※知事部局と同様	
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	
※知事部局と同様	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在） ※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
※知事部局と同様		
1人当たり平均支給額	25,135千円	

ウ 地域手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25年度決算)		9,376千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		128,439円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
茨城県	3.0%	73	3.0%

エ 特殊勤務手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

支給総額 (25年度決算)		270千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		67,500円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		5.4%	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上10m 以上での監督・検査業務等	日額220円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために、 現地において行う困難な交渉業務	日額1,000円 (夜間 日額1,500円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額290円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1 勤務1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	20,185千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)	306千円
支給実績 (24年度決算)	18,993千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	297千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 6,500円 (うち一人について、配偶者がいない場合にあっては11,000円) (3) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同	なし	10,038千円	264,158円
住居手当	借家等居住者 (家賃12,000円以上) ①家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 (家賃 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 (27,000円限度)	同	なし	3,652千円	84,930円

通勤手当	(1) 交通機関（電車等）利用者 6ヶ月定期券等の価額による 一括支給（上限55,000円） (2) 交通用具（自動車等）利用者 距離段階区分に応じ 2,000円～55,000円	同	なし	19,588千円	275,887円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 給料表別・職務の級別・管理 職手当の区分別の定額を支給	同	なし	7,204千円	800,444円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間（深夜） に勤務した場合に支給：勤務 1時間当たりの給与額に100分 の25を乗じた額	同	なし	814千円	203,500円
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合 に管理職手当の区分に応じ1回 当たり6,000円～12,000円を支給 （勤務が6時間を超える場合 9,000円～18,000円）	同	なし	-	-

(3) 地域振興事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,611,347	353,636	35,177	2.2	3.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり給与 費 B/A	(参考) 都道 府県平均一人 当たり給与費
		給 料 (基本給)	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	3	13,603	3,416	5,018	22,037	7,345	6,925

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

<企業局全事業共通>

県独自の給与減額措置（実施期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日）

- 給料月額について、企業局長は14%の減額を実施している。
- 給料月額について、一般職の管理職は1%から5%の減額を実施している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	42.0歳	319,837円	590,119円
団 体 平 均	46.6歳	378,433円	573,757円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当及び通勤手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局		団体平均	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)	
1,327千円		1,630千円	
(25年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.35 月分		
(1.45) 月分	(0.65) 月分		
※知事部局と同様			
(加算措置の状況)			
職制上の段階, 職務の級等による加算措置 有			
※知事部局と同様			

(注) () 内は, 再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在) ※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2 ~ 45%)		
※知事部局と同様		
1人当たり平均支給額		25,135 千円

ウ 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		418千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		139,333円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
茨城県	3.0%	3	3.0%

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給総額 (25年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		-	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		-	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上10m 以上での監督・検査業務等	日額220円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために, 現地において行う困難な交渉業務	日額1,000円 (夜間 日額1,500円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額290円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1勤務1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	2,285千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)	762千円
支給実績 (24年度決算)	2,438千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	610千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 6,500円 (うち一人について、配偶者がいない場合にあつては11,000円) (3) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同	なし	624千円	208,000円
住居手当	借家等居住者 (家賃12,000円以上) ①家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 (家賃 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 (27,000円限度)	同	なし	54千円	18,000円
通勤手当	(1) 交通機関 (電車等) 利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 (上限55,000円) (2) 交通用具 (自動車等) 利用者 距離段階区分に応じ 2,000円 ~ 55,000円	同	なし	1,076千円	358,667円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給：給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額を支給	同	なし	-	-
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した場合に支給：勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	なし	-	-
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に管理職手当の区分に応じ1回当たり6,000円 ~ 12,000円を支給 (勤務が6時間を超える場合9,000円 ~ 18,000円)	同	なし	-	-

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 22,966,275	千円 410,135	千円 9,122,718	% 39.7	% 40.5

区 分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当 たり給与費 B/A	(参考) 都道 府県平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
25年度	人 1,037	千円 4,104,095	千円 3,063,624	千円 1,385,891	千円 8,553,610	千円 8,248	千円 7,164

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

県独自の給与減額措置 一般職の管理職について、給料を2～5%減額している。

※ 実施期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日（1年間）

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県病院局（医師）	39.9歳	560,259円	1,199,186円
団体平均	44.4歳	549,674円	1,362,706円
茨城県病院局（看護師）	36.9歳	320,094円	507,204円
団体平均	38.4歳	294,335円	470,287円
茨城県病院局（事務職員）	41.0歳	355,709円	555,846円
団体平均	43.8歳	346,594円	557,877円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県病院局	団体平均						
1人当たり平均支給額（25年度） 1,415千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,419千円						
(平成25年度支給割合) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45) 月分</td> <td style="text-align: center;">(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	
期末手当	勤勉手当						
2.60 月分	1.35 月分						
(1.45) 月分	(0.65) 月分						
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25% ※知事部局と同様							

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

茨城県病院局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.7月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2 ~ 45%)	
1 人当たり平均支給額	976千円	22,159千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25年度決算)		213,075千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		217,868円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
茨城県	3 %	894人	3 %
茨城県 (医師及び歯科医師の資格を有するものをもって充てる職に採用された職員)	15%	146人	15%

エ 特殊勤務手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成25年度決算)		313,191千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		405,163円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)		74.5%	
手当の種類 (手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	適用給料表	級区分	支給額
	医 (一)	4 級又は 3 級の局長, 局次長等	50,000円
		3 級の局長, 局次長等以外及び 2 級の医員以外	35,000円
		2 級以下の医員	30,000円
解剖作業手当	県立病院に勤務する職員 (医師以外の職員)	死体解剖の補助作業	1 体につき 3,200円 ※ 1 日 5,500円限度

夜間看護等手当	県立病院に勤務する職員	深夜における看護等の業務	勤務時間が深夜の全部を含む 勤務 1 回 8,200円 (6,800円) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務 1 回 4,300円 (3,300円) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務 1 回 3,900円 (2,900円) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 勤務 1 回 2,000円 ※ () の金額は透析センターでの勤務時における支給額								
		待機期間中に救急患者の対処のため呼び出しを受けて従事した手術等の業務 (1時間以上のものに限る)	勤務 1 回 1,620円								
		救急患者対処及び医療観察法病棟外泊訓練の呼び出しのための待機をした場合	医師 待機 1 回 2,300円 医師以外 待機 1 回 3,000円								
医療従事者等手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 物理工学に関する専門的知識を必要とする職員</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>		職種	支給月額	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 物理工学に関する専門的知識を必要とする職員	20,000円	臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員	12,000円	薬剤師	8,000円	
	職種	支給月額									
	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 物理工学に関する専門的知識を必要とする職員	20,000円									
臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員	12,000円										
薬剤師	8,000円										
救急対応手当	県立病院に勤務する職員	医師が宿直勤務時間帯において救急外来患者に対応した場合	救急外来患者対応 1人につき 1,000円								
		医師以外の職員が宿直勤務時間帯に救急外来患者に対応した場合	看護師長以外 宿直勤務 1 回 1,000円 看護師長 宿直勤務 1 回 5,000円								
		管理職手当の支給対象となる医師が、週休日等を除く勤務日の正規の勤務時間を超えて手術等に従事した場合	区分 支給額 6時間超 1種 12,000円 18,000円 2, 3種 10,000円 15,000円 4, 5種 8,500円 12,750円								
放射線作業手当	県立病院に勤務する職員	看護師等が、もっぱら放射線照射をする作業の補助業務に従事した場合	業務に従事した日1日につき 230円 430円 (1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上の場合)								
		診療放射線技師が放射線照射をする作業等に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合	1月につき 4,000円								

防疫等作業手当	県立病院に勤務する職員	結核病床に勤務する看護師等が、もっぱら患者の看護等に従事した場合	勤務 1 回 290円
		職員が、もっぱら結核病棟で管轄その他の作業に従事したとき	勤務 1 回 200円
		こころ MC に勤務する看護師、准看護師が、もっぱら精神病患者に接する作業に従事したとき	勤務 1 回 100円
診療等応援業務手当	県立病院に勤務する職員	県立病院以外の病院等において、診療等の業務に従事した場合	病院事業管理者が別に定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	624,808千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)	619千円
支給実績 (24年度決算)	580,709千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	619千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成25年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 6,500円 (うち一人については、配偶者がいない場合にあつては11,000円) (3) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子 一人につき5,000円を加算	同	なし	78,008千円	216,089円
住居手当	借家等居住者 (家賃12,000円以上) ①家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (27,000円限度)	同	なし	81,288千円	172,953円
通勤手当	(1) 交通機関 (電車等) 利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 (上限55,000円) (2) 交通用具 (自動車等) 利用者 距離段階区分に応じ 2,000円 ~ 55,000円	同	なし	154,634千円	200,044円
初任給調整手当	医師及び歯科医師の資格を有するのをもって充てる職に、大学卒業後一定期間内に採用された職員に支給 最高支給額 医療 (一) 306,000円	同	なし	362,982千円	3,240,911円

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 23,000円+加算額(職員の 住居と配偶者等の住居との 交通距離段階区分に応じ 6,000～45,000円)	同	なし	1,044千円	348,000円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職 員に支給 (1) 通常の宿日直勤務 1回につき4,200円 (2) 管理又は監督等の業務 その他特殊な業務を主と して行う宿日直勤務 1回につき7,200円 (3) 病院における宿日直勤 務(医師当直勤務) 1回につき20,000円	同	なし	57,949千円	445,762円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じ られた職員に支給 1時間当たりの給与額に 100分の135を乗じた額	同	なし	100,744千円	358,520円
管理職員特別勤 務手当	管理職が祝日等に勤務し た場合に管理職手当の率 に応じ1回当たり7,000～ 12,000円(医師は14,000～ 24,000円)を、勤務が6時 間を超える場合は10,500～ 18,000円(医師は21,000～ 36,000円)を支給。	異	医師は2倍の 額	3,626千円	725,200円

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約による物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

①税務総合オンラインシステム機器運用管理及びオペレーション等業務 ②総務部税務課 水戸市笠原町978番6
③平成27年4月1日 ④アクモス株式会社 茨城本部 事業本部長 石川 稔 茨城県那珂郡東海村村松2713番地
7 ⑤30,240,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成27年2月5日

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約による物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所

在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額
又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約による場合には、その理由

①税務総合オンラインシステム維持管理業務 ②総務部税務課 水戸市笠原町978番6 ③平成27年4月1日 ④
株式会社日立製作所 茨城支店 支店長 山本 英夫 茨城県水戸市三の丸一丁目4番73号 ⑤49,118,400円 ⑥
随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約による物品等又は特定役務の名称 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③
落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意
契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約による場合には、その理由

①県税領収済通知書日計データ作成処理等業務(単価契約) ②総務部税務課 水戸市笠原町978番6 ③平成27年
4月1日 ④株式会社常陽銀行 取締役頭取 寺門 一義 茨城県水戸市南町2丁目5番5号 ⑤28,420,956円
⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

●農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第4項の規定により、次のとおり農用地利
用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
滝田 勝源	土浦市沢辺1410番地1	土浦市藤沢字陣場138番1 ほか4筆
有限会社武平ファーム	つくば市小田2765番地	土浦市藤沢字傾城窪836番
山縣 繁一	北茨城市華川町小豆畑1188番地	北茨城市華川町小豆畑字中平2941番 ほか2筆
大川 政明	鹿嶋市下津521番地	鹿嶋市下津字前山261番1 ほか1筆
仲田 孝	潮来市島須578番地	潮来市島須字金井作3303番1
坂本 孝史	潮来市築地639番地	潮来市辻字塔ノ下2486番1
鈴木 秀雄	つくばみらい市平沼253番地2	守谷市同地字金ヶ崎678番 ほか11筆
坂巻 正晴	守谷市野木崎1224番地1	守谷市野木崎字八反田5436番 ほか2筆
中村 忠男	守谷市同地182番地	守谷市同地字金ヶ崎697番
長塚 和儀	取手市市之代535番地	守谷市同地字金ヶ崎728番 ほか1筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
椎名 章	守谷市野木崎323番地	守谷市野木崎字桑下5694番
田村 忠雄	稲敷市江戸崎甲2927番地	かすみがうら市志戸崎字志戸崎135番 ほか15筆
井坂 孝雄	かすみがうら市深谷190番地	かすみがうら市一の瀬上流字一の瀬419番
額賀 市郎	神栖市下幡木838番地	神栖市下幡木字洲4528番 ほか1筆
農事組合法人筑波みらい	つくばみらい市山王新田295番地2	つくばみらい市谷井田字南耕地2379番 ほか4筆
張替 文夫	つくばみらい市市野深824番地2	つくばみらい市谷口字下谷口468番1 ほか3筆
有限会社真木みらいファーム	つくばみらい市真木691番地2	つくばみらい市西橋戸字西橋戸2256番
有限会社本多農園	つくばみらい市加藤703番地	つくばみらい市古川字本田1069番1 ほか5筆
稲見 富夫	つくばみらい市古川1366番地1	つくばみらい市古川字古川1086番 ほか2筆
鈴木 優	つくばみらい市長渡呂254番地	つくばみらい市長渡呂新田字新田907番 ほか5筆
藤井 勝治	つくばみらい市谷口31番地1	つくばみらい市谷口字台谷口613番 ほか2筆
鈴木 秀雄	つくばみらい市平沼253番地2	つくばみらい市上長沼字西1870番
立原 友明	小美玉市柴高529番地1	小美玉市堅倉字堅倉1996番
笹目 孝	小美玉市栗又四ヶ1425番地	小美玉市栗又四ヶ字栗又四ヶ799番 ほか5筆
長谷川 敏夫	小美玉市栗又四ヶ2274番地	小美玉市栗又四ヶ字栗又四ヶ1502番1 ほか1筆
柳瀬 文男	小美玉市飯前1474番地35	小美玉市上吉影字長町812番 ほか1筆
山口 幸男	行方市羽生2202番地4	小美玉市倉数字大久保1672番2
山口 守	行方市羽生2215番地	小美玉市倉数字新林1894番 ほか1筆
株式会社おみたま農園	小美玉市橋場美391番地15	小美玉市寺崎字下984番 ほか1筆
藤枝 恒	小美玉市羽刈243番地81	小美玉市納場字泥障塚804番
伊東 寿之	小美玉市栗又四ヶ953番地	小美玉市先後字東前111番1 ほか1筆
駒塚 薫	稲敷郡河内町金江津3886番地	稲敷郡河内町金江津字古新田626番 ほか4筆
有限会社河内営農	稲敷郡河内町大徳鍋子新田1120番地1	稲敷郡河内町大徳鍋子新田字宮下耕地464番1 ほか8筆

2 認可年月日

平成27年4月30日

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年4月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土交通省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量 (基本重力測量)
- 3 作業期間 平成27年5月7日から平成28年2月28日まで
- 4 作業地域 石岡市

~~~~~

( 教 育 委 員 会 )

●平成28年度採用茨城県公立学校教員選考試験の実施

平成28年度採用茨城県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成27年4月30日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

平成28年度採用 茨城県公立学校教員選考試験実施要項

茨城県教育委員会



本県の求める教師像

- 1 教育者としての資質能力に優れた、人間性豊かな教師
- 2 使命感に燃え、やる気と情熱をもって教育にあたることのできる活力に満ちた教師
- 3 広い教養を身に付け、子どもとともに積極的に教育活動のできる指導力のある教師
- 4 子どもが好きで、子どもとともに考え、子どもの気持ちを理解できる教師
- 5 心身ともに健康で、明るく積極的な教師

【1】 目 的

この試験は、平成28年度の茨城県公立学校教員の採用に当たっての選考資料を得るために実施します。

【2】 選考種別

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 一般選考 (志願者の特例、小学校算数・理科教員を含む) | → 1 ページ 【4】 |
| 身体障害者を対象とした選考               | → 3 ページ 【5】 |
| 講師等経験者特別選考                  | → 3 ページ 【6】 |
| スポーツ指導者特別選考                 | → 4 ページ 【7】 |
| 社会人特別選考                     | → 4 ページ 【8】 |
| 大学等推薦特別選考                   | → 5 ページ 【9】 |

この実施要項は、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードできます。

【3】 採用予定人数

採用予定人数には、身体障害者を対象とした選考、講師等経験者特別選考、スポーツ指導者特別選考、社会人特別選考、大学等推薦特別選考を含みます。

| 区分                                                                    | 小学校教諭                                                     | 中学校教諭                                                                                                                             | 高等学校教諭<br>(中等教育学校を含む)                                                                                                                                                                                                                            | 特別支援<br>学校教諭 | 養護教諭                                                                               | 栄養教諭                                                                                 | 実習助手                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 採用<br>予定<br>人数                                                        | 約330名                                                     | 約220名                                                                                                                             | 約150名                                                                                                                                                                                                                                            | 約70名         | 約25名                                                                               | 約9名                                                                                  | 約4名                                                                                                                   |
|                                                                       | (小学校教諭<br>算数教員<br>15名程度<br>小学校教諭<br>理科教員<br>15名程度<br>を含む) | (教科別内訳)<br>国語 28名程度<br>社会 19名程度<br>数学 37名程度<br>理科 37名程度<br>音楽 11名程度<br>美術 12名程度<br>技術 10名程度<br>家庭 10名程度<br>保健体育 25名程度<br>英語 31名程度 | (教科・科目別内訳)<br>国語 15名程度<br>世界史 7名程度<br>日本史 10名程度<br>地理 5名程度<br>公民 3名程度<br>数学 20名程度<br>物理 7名程度<br>化学 8名程度<br>生物 6名程度<br>地学 1名程度<br>保健体育 10名程度<br>音楽 3名程度<br>美術 2名程度<br>書道 1名程度<br>英語 25名程度<br>家庭 5名程度<br>農業 5名程度<br>工業 10名程度<br>商業 5名程度<br>水産 2名程度 |              | (主に、小・中<br>学校への配<br>置を予定し<br>ていますが、<br>高等学校又<br>は特別支援<br>学校へ配置<br>になる場合<br>もあります。) | (主に、小・<br>中学校<br>への配置<br>を予定し<br>ています<br>が、特別<br>支援学校<br>へ配置に<br>なる場合<br>もあ<br>ります。) | (高等学校<br>農業系<br>1名<br>工業系<br>1名<br>特別支援<br>学校<br>農業系<br>2名<br>農業系に<br>ついては<br>高校、特<br>別支援ど<br>ちらか一<br>方の出願<br>となります。) |
| (注) 日本国籍を有しない方については、講師として任用します。<br>ただし、給与については、教諭と同じ給料表を適用し支給<br>します。 |                                                           |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                  |              |                                                                                    |                                                                                      |                                                                                                                       |

【4】 一般選考

1 受験資格(次の要件をすべて満たす方) ※実習助手については9ページ「【16】実習助手」をご覧ください。

| 区分<br>要件 | 小学校教諭                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 中学校教諭               | 高等学校教諭               | 特別支援学校<br>教諭      | 養護教諭          | 栄養教諭          |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|-------------------|---------------|---------------|
| 免許状      | 小学校教諭<br>普通免許状                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 志願教科の中学校<br>教諭普通免許状 | 志願教科の高等学<br>校教諭普通免許状 | 特別支援学校教<br>諭普通免許状 | 養護教諭普通<br>免許状 | 栄養教諭普通<br>免許状 |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験する区分ごとの普通免許状(中学校教諭・高等学校教諭を受験する方は当該教科の普通免許状)を現に有する方又は平成28年3月31日までに取得見込みの方。</li> <li>・ 高等学校の書道を受験する方は、当該教科のほかに、国語の高等学校教諭普通免許状を現に有する方又は平成28年3月31日までに取得見込みの方。(国語科教諭として配置する場合があります。)</li> <li>・ 特別支援学校を受験する方で、既に盲、聾、養護学校教諭普通免許状を取得している方は、特別支援学校教諭普通免許状を取得しているものとみなします。</li> </ul> |                     |                      |                   |               |               |

|      |                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年齢   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>昭和46年4月2日以降に出生した方</u></li> <li>・ ただし、現在、国・公・私立学校の教員、本県県立学校の実習助手又は寄宿舎指導員である方（いずれも、臨時的任用や任期付任用に係る方を除く）にあつては、この限りではありません。</li> </ul> |
| 欠格条項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由に該当しない方</li> </ul>                                                          |

<大学院修士課程に進学予定の方・大学院修士課程1年次の方の受験について>

大学院修士課程に進学予定の方及び大学院修士課程1年次の方も出願することができます。内容の詳細は8ページ「【15】採用選考試験の結果の通知等」を参照してください。

## 2 志願者の特例（一般選考）

下記の(1)から(5)の特例に重複しての志願はできません。二つ以上に該当する場合は、いずれか一つを選び、志願してください。また、3ページ【6】講師等経験者特別選考と4ページ【7】スポーツ指導者特別選考との重複しての志願はできません。

### (1) 現職教諭等在職者の第1次試験の免除

ア 対象校種・職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目

#### イ 受験資格

1ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに都道府県（茨城県は除く）又は指定都市が実施する教員採用選考に合格し、現在、正規任用の教諭、養護教諭、栄養教諭（いずれも、任期付任用、臨時的任用及び市（指定都市を除く）区町村採用の場合を除く。以下「教諭等」という。）として勤務し、志願時に3年以上（休職・育児休業等の期間を除く）在職している方。

出願できる校種・職種・教科等は、教諭等として勤務実績のある校種・職種、教育課程内の授業を担当した実績のある教科に限ります。ただし、科目は問いません。

「連携型又は併設型中高一貫校の中学校、中等教育学校」に3年以上在職していて高等学校を志願する方については、高等学校での勤務実績とみなします。また、「連携型又は併設型中高一貫校の高等学校、中等教育学校」に3年以上在職していて中学校を志願する方については、中学校での勤務実績とみなします。

#### ウ 提出書類

5ページ「【10】出願手続 2 出願書類 (1)出願時に提出する書類」に加え、9ページ「【19】その他」勤務実績証明書（様式1）、自己推薦書（様式2）を提出してください。

なお、志願書の「現職教諭等在職者の第1次試験の免除」の欄に○印をつけてください。

#### エ 選考試験

対象となった方は、第1次試験を全て免除します。

## (2) 正規任用教諭等経験者の一部試験の免除

ア 対象校種・職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目

## イ 受験資格

1 ページ「【4】 一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに過去に本県又は他の都道府県公立学校の正規任用の教諭、養護教諭、栄養教諭として3年以上（休職・育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある方。

出願できる校種・職種・教科等は、教諭等として、勤務実績のある校種・職種、教育課程内の授業を担当した実績のある教科に限ります。ただし、科目は問いません。

## ウ 提出書類

5 ページ「【10】 出願手続 2 出願書類 (1)出願時に提出する書類」に加え、9 ページ「【19】 その他」勤務実績証明書（様式 1）、自己推薦書（様式 2）を提出してください。

なお、志願書の「正規任用教諭等経験者の一部試験の免除」の欄に○印をつけてください。

## エ 選考試験

対象となった方は、第 1 次試験のうち一般教養・教職専門の試験を免除します。

## (3) 国際貢献活動経験者の一部試験の免除

ア 対象校種・職種及び教科 一般選考で採用を予定する全校種・職種・教科・科目

## イ 受験資格

1 ページ「【4】 一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員として、継続して2年以上の派遣実績を有する方。

## ウ 提出書類

5 ページ「【10】 出願手続 2 出願書類 (1)出願時に提出する書類」に加え、9 ページ「【19】 その他」派遣実績証明書（様式 3）、自己推薦書（様式 2）を提出してください。

なお、志願書の「国際貢献活動経験者の一部試験の免除」の欄に○印をつけてください。

## エ 選考試験

対象となった方は、第 1 次試験のうち一般教養・教職専門の試験を免除します。

## (4) 英語の資格による一部試験の免除

ア 対象校種及び教科 中学校・高等学校の英語

## イ 受験資格

1 ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(ア)～(オ)のいずれかの資格を有する方。

## 中学校

- (ア) TOEFL PBT550点以上, CBT213点以上, iBT80点以上取得者
- (イ) TOEIC730点以上取得者
- (ウ) 実用英語技能検定((財)日本英語検定協会)準1級合格者
- (エ) TOEIC&TOEIC SW 1028点以上
- (オ) GTEC CBT 1197点以上

## 高等学校

- (ア) TOEFL PBT600点以上, CBT250点以上, iBT100点以上取得者
- (イ) TOEIC900点以上取得者
- (ウ) 実用英語技能検定((財)日本英語検定協会)1級合格者
- (エ) TOEIC&TOEIC SW 1216点以上
- (オ) GTEC CBT 1338点以上

## ウ 提出書類

5 ページ「【10】出願手続 2 出願書類 (1)出願時に提出する書類」に加え、上記イの受験資格(ア)～(オ)のいずれかを証明する書類の写しを提出してください。

なお、志願書の「英語の資格による一部試験の免除」の欄に○印をつけてください。

## エ 選考試験

対象となった方は、第1次試験のうち英語の専門教科試験及び口述試験(英会話)を免除します。

(5) スポーツの実績による一部試験の免除

ア 対象校種及び教科 中学校・高等学校の保健体育

イ 受験資格

1 ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、さらに次の(ア)、(イ)のいずれかの要件を満たし、かつ(ウ)の要件を満たす方。

(ア) 国際大会 (オリンピック競技大会, アジア競技大会, 世界選手権大会又はユニバーシアード競技大会) に日本代表として出場した方。(ジュニア選手権等, 参加年齢制限を加えた大会を除く)

(イ) 全国大会 (全日本選手権大会, 国民体育大会〔成年の部〕又は全日本学生選手権大会)において, 団体又は個人で優勝もしくは準優勝の成績を取めた方 (団体競技の場合, 正選手として大会に出場した方, 国民体育大会少年の部等, 参加年齢制限を加えた大会を除く)。

(ウ) 競技種目は, 原則として, 国民体育大会実施競技 (公開競技を含む) とする。

ウ 提出書類

5 ページ「【10】出願手続 2 出願書類 (1)出願時に提出する書類」に加え, 9 ページ「【19】その他」スポーツの実績一覧 (様式 4) 及び実績を証明できる書類の写しを提出してください。

なお, 志願書の「スポーツの実績による一部試験の免除」の欄に○印をつけてください。

エ 選考試験

対象となった方は, 第 1 次試験のうち保健体育の専門教科試験及び実技試験を免除します。

3 小学校教諭算数・理科教員 (この選考枠の志願者全員を一般選考の小学校教諭との併願として扱います。)

1 募集人数

小学校教諭 (算数) 15 名程度, 小学校教諭 (理科) 15 名程度

2 受験資格

小学校教諭 (算数) 1 ページの「【4】一般選考 1 受験資格」の小学校教諭の要件を満たし, さらに中学校教諭 (数学) 普通免許状を有する方 (平成 28 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む)

小学校教諭 (理科) 1 ページの「【4】一般選考 1 受験資格」の小学校教諭の要件を満たし, さらに中学校教諭 (理科) 普通免許状を有する方 (平成 28 年 3 月 31 日までに取得見込みの方を含む)

3 出願手続等

一般の小学校教諭の手続きに準じます。一般の「小学校教諭」との併願として扱います。志願書の志望欄の「小」の「教諭」と, 「算数」又は「理科」の両方の欄に○印をつけてください。

4 選考試験

第 1 次試験, 第 2 次試験とも, 志願者の特例を含め一般の「小学校教諭」と同一の試験を実施します。

5 その他

勤務内容は, 一般の小学校教諭と同じです。

## 4 加点制度

## 1 加点制度を利用できる受験者及び加点の方法

- ・一般選考で受験する方は、加点制度を利用できます。ただし、「志願者の特例」による受験者を除きます。
- ・講師等経験者特別選考及び小学校算数・理科教員の受験者は、それぞれの選考枠で不合格となり、一般選考志願者として選考する場合のみ加点制度が適用になります。
- ・加点の内容は、下記の表により選考し、第1次試験の合計点に20点を上限として加点します。
- ・英検を除く英語の資格については、平成25年5月23日以降に取得したスコアのみ有効とします。

## 2 提出書類

- ・出願時に、加点申請書を提出してください。併せて、志願書に加点制度の利用の有無を記載してください。
- ・既得の免許状等については、その写しに原本証明を付して、受付期間内に持参又は郵送により提出してください。
- ・取得見込みの免許状については、その取得見込証明書を、受付期間内に持参又は郵送により提出してください。

## 3 加点制度の対象者及び資格等

- ・免許状以外の資格については、取得見込みの方は申請できません。

| 対 象                   | 資 格                                                                                                                      | 等加点 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 全校種                   | ・博士号を取得し、受験する学校種・教科の専修免許状を有する方                                                                                           | 20  |
| 全校種<br>(高校 英語を除く)     | ・英検準1級以上、TOEFL PBT550点以上 (CBT213点以上、iBT80点以上)、<br>TOEIC730点以上、TOEIC& TOEIC SW1028点以上、GTEC CBT1197点<br>以上のいずれかの英語の資格を有する方 | 20  |
| 小・中・特別支援<br>学校(英語を除く) | ・英検2級以上、TOEFL PBT475点以上 (CBT153点以上、iBT53点以上)、<br>TOEIC540点以上、TOEIC& TOEIC SW710点以上、GTEC CBT925点以<br>上のいずれかの英語の資格を有する方    | 10  |
| 高等学校                  | ・「情報」の免許状を有する方                                                                                                           | 10  |
| 高等学校                  | ・「地理歴史」の受験者で「公民」の免許状を有する方                                                                                                | 10  |
| 高等学校                  | ・「公民」の受験者で「地理歴史」の免許状を有する方                                                                                                | 10  |
| 高等学校                  | ・「福祉」または「看護」の免許状を有する方                                                                                                    | 10  |
| 全校種                   | ・司書教諭の資格を有する方                                                                                                            | 5   |
| 小・中学校                 | ・特別支援学校教諭等の免許状を有する方                                                                                                      | 5   |
| 中学校                   | ・中学校教諭の複数教科の免許状を有する方                                                                                                     | 5   |
| 小・中学校                 | ・小学校教諭と中学校教諭の両方の免許状を有する方                                                                                                 | 5   |
| 特別支援学校                | ・小学校、中学校及び高等学校の3校種の免許状を有している方                                                                                            | 10  |
| 特別支援学校                | ・小学校及び中学校、または小学校及び高等学校の2校種の免許状を有して<br>いる方                                                                                | 5   |
| 特別支援学校                | ・中学校及び高等学校教諭の特定の免許状(数学)を有している方                                                                                           | 10  |
| 合計点                   | (合計が20点以上の場合は20点とすること。)                                                                                                  |     |



**【5】身体障害者を対象とした選考**

**1 募集人数**

全校種で10名程度

**2 受験資格**

次の(1)~(3)に掲げる要件をすべて満たす方

- (1) 1 ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たす方
- (2) 自力により通勤ができ、かつ介助者なしに職務の遂行が可能な方
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方

**3 出願手続等**

- (1) 一般選考の手続きに準じます。志願書の「選考種別」欄の「2 身体障害者を対象とした選考」の欄に○印をつけてください。一般選考との併願はできません。
- (2) 5 ページ「【10】出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え、「身体障害者手帳の写し」を提出してください。
- (3) 受験の際、特に配慮を必要とする方は、志願書の「受験上の配慮事項」欄に記入してください。

《受験上の配慮の具体例》

- ・視覚に障害のある方 [問題及び解答用紙の拡大, ルーペ等の視覚補助具の使用, 拡大読書器の使用]
- ・聴覚に障害のある方 [補聴器等の聴覚補助具の使用, 手話通訳者の派遣, 要約筆記者の派遣]
- ・下肢に障害のある方 [車椅子が使用可能な教室での受験]

**4 選考試験**

- (1) 選考試験は原則として一般選考試験と同様に行いますが、障害の種類や程度に応じ、実技試験の全部又は一部を免除します。
- (2) 志願者の特例の要件に該当する場合には、一般選考と同様に第1次試験の全部または一部を免除します。

## 【6】講師等経験者特別選考（一般選考との併願可）

## 1 実施する校種・職種・教科・科目及び募集人数

- (1) 小学校 50名程度
- (2) 中学校 27名程度（国語で5名程度，数学・理科・英語で各6名程度，保健体育で4名程度）
- (3) 高等学校 12名程度（国語・数学・保健体育・英語・工業で各2名程度，農業・商業で各1名程度）
- (4) 特別支援学校 7名程度
- (5) 養護教諭 若干名

## 2 受験資格（必要とする勤務実績）

- (1) 1ページの「【4】一般選考 1 受験資格」の要件を満たす方
- (2) 受験する校種・職種において，本県内の臨時的任用の講師，養護助教諭，実習助手，寄宿舎指導員（**非常勤講師は除く**）として勤務し，次の(ア)または(イ)の要件を満たす方
  - (ア) 直近4年で12月以上かつ，志願時において臨時的任用講師等として勤務している方
  - (イ) 直近4年で24月以上の勤務実績を有する方
- (3) 直近4年とは，平成23年4月1日から平成27年3月31日までの期間となります。また，勤務月数については，1日でも任用のあった月は，1月として計算します。
- (4) 勤務期間は連続しなくてもよいものとします。
- (5) 臨時的任用は，茨城県内の公立小・中・高・特別支援学校及び国立大学法人が県内に設置する学校での勤務とします。ただし，本県内市町村教育委員会が実施する選考試験を経て採用された市町村費負担教員（**非常勤講師は除く**）も勤務年数に入れるものとします。

## 別記様式

講師等経験者特別選考勤務実績証明書

氏名  
受験校種・職種  
教科・科目

## 職歴

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日（〇月）

〇〇立〇〇学校（講師，養護助教諭）

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日（〇月）

〇〇立〇〇学校（講師，養護助教諭）

※同一校の場合は，年度ごとに分けて記載する。

※各年度の勤務月数の合計が，下記の文中の月数と同じになる。

上記のとおり平成23年4月1日以降  
4年間に〇月，勤務したことを証明します。また，志願時において（講師，養護助教諭）として勤務していることを証明します。

平成27年5月〇日

〇〇立〇〇学校長 〇〇〇〇 職印

\*下線部は，志願時に勤務している方のみ記入

## 3 出願手続等

- (1) 一般選考の手続きに準じます。一般選考（志願者の特例は除く）との併願もできますので，志願書の「選考種別」欄の「3 講師等経験者特別選考（単願）」と「4 講師等経験者特別選考（併願）」のいずれかの欄に○印をつけてください。一般選考との併願を希望する場合に，「【4】3小学校教諭算数・理科教員」を志願することはできません。

また，「【5】身体障害者を対象とした選考」との併願もできません。

- (2) 出願時に，最終勤務校又は現勤務校の校長が証明する右記の講師等経験者特別選考勤務実績証明書を提出してください。

詳しくは9ページの【18】問い合わせ先に示した担当課までお問い合わせください。

## 4 選考試験

特別選考の対象者は受験票で通知します。対象となった方は，特別選考単願希望者のみ，第1次試験のうち一般教養・教職専門の試験を免除します。

ただし，一般選考との併願者は，第1次試験の一般教養・教職専門の試験も受験してください。

**【7】 スポーツ指導者特別選考****1 実施する校種・教科・科目・競技種目ごとの募集人数**

- (1) 中学校全教科を対象として各種目 1 名程度。種目は、相撲、フェンシングとする。
- (2) 高等学校全教科・科目を対象として 1 名程度。種目は、相撲のみとする。

**2 受験資格（必要とする競技実績）**

1 ページ「【4】 一般選考 1 受験資格」の要件を満たし、上記 1(1)、(2)の競技種目において、次のア、イのいずれかの要件を満たす方。

**ア 指導実績**

- ① 国際大会（オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界選手権大会又はユニバーシアード競技大会）に日本代表として出場した者を指導育成した実績（経験）を有する方。
- ② 全国大会（全日本選手権大会、国民体育大会〔成年の部〕及び全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会）に出場した者を指導育成した実績（経験）を有する方。

**イ 競技実績**

- ① 国際大会（オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界選手権大会又はユニバーシアード競技大会）に日本代表として出場した方（ジュニア選手権等、参加年齢制限を加えた大会を除く。）。
- ② 全国大会（全日本選手権大会、国民体育大会〔成年の部〕又は全日本学生選手権大会）に出場した方（国民体育大会少年の部等、参加年齢制限を加えた大会を除く。）団体競技の場合、正選手として大会に出場した方。

**3 出願手続等**

- (1) 一般選考の手続きに準じます。ただし、一般選考との併願はできません。志願書の「選考種別」欄の「5 スポーツ指導者特別選考」に○印をつけてください。
- (2) 出願時に、9 ページ「【19】 その他」スポーツの実績一覧（様式 4）及び実績を証明できる書類の写しもしくは、指導育成の履歴一覧及び指導者と指導した選手の要件に係る関係を明らかにする書類（大会要項の写し、競技団体が発行する成績証明書等）を提出してください。

**4 選考試験**

第 1 次試験については、一般選考と同様に行います。第 2 次試験については、適性検査と特別選考面接を実施します。

## 【8】社会人特別選考（高等学校教諭のみ）

## 1 実施する校種・教科・科目

高等学校理科（物理・化学・生物・地学），高等学校英語，高等学校農業，高等学校工業，高等学校水産

## 2 受験資格

1 ページ「【4】一般選考 1 受験資格」の「年齢」，「欠格条項」の要件を満たし，さらに次の要件を満たす方

高等学校理科（物理・化学・生物・地学），高等学校農業，高等学校工業

①教育職員免許状を有していない方で，②正規職員としての民間企業や官公庁で継続して3年以上の勤務があり，③出願する教科に関して大学卒業程度以上の高度な専門的知識又は技能（博士号，一級建築士等）を勤務経験等を通して身に付けた方で，④特別免許状の授与条件を満たす方（注1）

高等学校英語

①英語を母国語とし，②教育職員免許状を有していない方で，③日本国内において国公立高等学校（中等教育学校を含む）で英語教育に関連する4年以上の実務経験（ALTや常勤の英語講師等）があり，④教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有し，⑤特別免許状の授与条件を満たす方（注1）

高等学校水産

①航海又は機関の3級海技士免許を保有し，②水産に関連する実務経験（海技士養成機関での常勤の教員としての勤務経験を一部含む）を3年以上有する方で，③特別免許状の授与条件を満たす方（注1）

## 3 出願手続等

- (1) 一般選考の手続きに準じます。志願書の「選考種別」欄の「6 社会人特別選考」に○印をつけてください。
- (2) 5 ページ「【10】出願手続 2 出願書類 (1) 出願時に提出する書類」に加え，9 ページ「【19】その他」勤務実績証明書（様式1）及び免許や資格の写しを提出してください。

## 4 選考試験

対象となった方は，第1次試験のうち「専門教科試験」（英語は「専門教科試験及び口述試験」）を免除します。

（注1）特別免許状について

特別免許状は，都道府県教育委員会が実施する教育職員検定試験に合格した方に対して授与され，その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。この教育職員検定の実施については，教育職員免許法（昭和24法律第147号）第5条第4項において，次のように規定されています。

教育職員免許法 第5条第4項

前項の教育職員検定は，次の各号のいずれにも該当する者について，教育職員に任命し，又は雇用しようとする者が，学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり，かつ，教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

茨城県教育委員会では，これらの授与条件を満たす方が特別選考によって採用内定した場合に，教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしています。ただし，特別免許状を授与することが適切でないと判断され，特別免許状を授与できない場合は，名簿登載を取り消します。

**【9】大学等推薦特別選考****1 募集人数**

小学校 10名程度, 中学校 各1名程度 (茨城県教育委員会が指定する教科), 特別支援学校 1名程度

**2 推薦基準**

- (1) 茨城県公立学校教員を第一志望とする方
- (2) 成績が優秀であるとともに, 茨城県の教員として優れた実践力を発揮することが期待できる方で, 茨城県教育委員会が指定する大学等の学長等が推薦する方
- (3) 平成28年3月31日までに, 大学, 大学院を卒業見込み若しくは修了見込みである方

**3 出願方法**

「大学等推薦特別選考実施要項」に基づき, 大学等がとりまとめて郵送してください。実施要項は, 指定する大学等に送付します。(電子申請での受付はできません。)

**4 選考試験**

対象となった方は, 第1次試験全てを免除します。

**【10】出願手続**

※実習助手については9ページ「【16】実習助手」をご覧ください。

**1 出願上の留意点**

- (1) 障害又は身体等の事情により, 受験の際, 特に配慮を必要とする方は, 志願書の「受験上の配慮事項」欄に記入するとともに9ページ「【18】問い合わせ先」に示した担当課に相談してください。
- (2) 志願書に不備がある場合は, 受け付けないことがあります。また, 虚偽の記載をした者については, 採用を取り消すことがあります。

## 2 出願書類

### (1) 出願時に提出する書類

#### ア 電子申請の場合

- ・ 5月上旬に、県教育委員会ホームページに掲載された利用方法を確認し申請してください。
- ・ 申請できる書類は、志願書、履歴事項追加申請書、加点申請書、志願者データ入力票、受験票（6月中旬頃、受験番号等を表示）です。

#### イ 持参又は郵送の場合

- ・ 提出する書類は、志願書、履歴事項追加申請書、加点申請書、志願者データ入力票、受験票（6月中旬頃、受験番号等を表示）です。
- ・ 志願書等の提出については、提出（郵送の場合は消印）期限を厳守してください。
- ・ 受験票には、表に**52円切手**を貼り、裏に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。

#### ウ 各種証明書等の提出について

- ・ 一般選考の志願者の特例で受験する方及び特別選考で受験する方は、講師等経験者特別選考勤務実績証明書（4ページ）、勤務実績証明書（様式1）、自己推薦書（様式2）、派遣実績証明書（様式3）、スポーツの実績一覧（様式4）及び資格や実績に関する証明書等の写しを持参又は郵送にて提出してください。

### (2) 第1次試験当日に準備する書類

#### ア 第1次試験結果通知用封筒（長形3号,120mm×235mm）

92円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。

#### イ 受験票

### (3) 第1次試験合格者が第2次試験前までに提出する書類（高等学校教諭のみ）

自己アピール文（第1次試験合格者のみに指定用紙を送付します。）

### (4) 第2次試験の第1日目に提出する書類

#### ア 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書（改姓の場合は戸籍抄本を添付してください。）

#### イ 結果通知用封筒（角型2号, 240mm×332mm）

205円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。

また、封筒の表の左下に受験した校種・職種・教科・科目及び受験番号を明記してください。

#### ウ 受験同意書は該当者のみ提出してください。（同意書及び申立書の様式は自由です。）

現在、国・公・私立学校の教職員又は国、地方公共団体もしくは医療機関の職員である方は、所属長の受験同意書を茨城県教育委員会あて提出してください。ただし、提出できない事由がある場合は、その事由を記載した申立書を提出してください。なお、臨時的任用職員及び非常勤職員は提出の必要はありません。

## 3 受験票の送付

※実習助手については9ページ「**【16】実習助手**」をご覧ください。

受験者あてに、6月中旬頃発送する予定です。電子申請の場合は、同時期に受験票が電子申請用のサイト（県教育委員会ホームページからリンク）よりダウンロードできますので、プリントアウトして確認してください。

### 【11】出願期間及び出願先

※実習助手については9ページ「**【16】実習助手**」をご覧ください。

| 区 分                                          | 担当課     | 期 間                                                                                                     | 出 願 先                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 学 校 教 諭<br>中 学 校 教 諭<br>養 護 教 諭<br>栄 養 教 諭 | 義務教育課   | <b>電子申請</b><br>平成27年5月11日(月)から<br>5月22日(金)まで<br>※22日の午後5時まで                                             | 〒310-8588<br>水戸市笠原町978番6<br>茨城県教育庁の左記の担当課<br>(県庁舎22階)                                                                                                                                    |
| 高 等 学 校 教 諭                                  | 高校教育課   | <b>郵送受付</b><br>平成27年5月11日(月)から<br>5月22日(金)まで                                                            | (1) <u>志願書等の提出は電子申請、郵送及び窓口受付とします。</u><br>(2) 郵送の場合は、封筒の表に「 <b>教員採用志願書在中</b> 」と朱書し、担当課名を明記して必ず簡易書留で郵送してください。 <u>出願締切日の消印のあるものまで受け付けます。</u><br>(3) 志願書等提出後、連絡先に変更が生じたときは、担当課へ速やかに連絡してください。 |
| 特別支援学校教諭                                     | 特別支援教育課 | <b>窓口受付</b><br>平成27年5月11日(月)から<br>5月15日(金)まで<br>※午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとなります。<br><b>時間外の受付はできません。</b> |                                                                                                                                                                                          |

【12】 試験期日及び試験場 ※実習助手については9ページ【【16】実習助手】をご覧ください。

1 第1次試験

| 区 分                                          | 期 日           | 試験場 (別紙地図参照)       | 所在地 (電話番号)                      |
|----------------------------------------------|---------------|--------------------|---------------------------------|
| 小 学 校 教 諭<br>中 学 校 教 諭<br>養 護 教 諭<br>栄 養 教 諭 | 平成27年7月12日(日) | 第1会場<br>水戸市立千波中学校  | 水戸市元吉田町599-2<br>(029-248-4080)  |
|                                              |               | 第2会場<br>水戸市立第三中学校  | 水戸市朝日町2882-1<br>(029-224-5508)  |
|                                              |               | 第3会場<br>水戸市立第四中学校  | 水戸市元吉田町1987-3<br>(029-247-5554) |
|                                              |               | 第4会場<br>水戸市立第二中学校  | 水戸市三の丸2-9-22<br>(029-224-4422)  |
|                                              |               | 第5会場<br>水戸市立第一中学校  | 水戸市東原3-1-1<br>(029-224-2424)    |
| 高 等 学 校 教 諭                                  |               | 第1会場<br>水戸市立第二中学校  | 水戸市三の丸2-9-22<br>(029-224-4422)  |
|                                              |               | 第2会場<br>県立水戸第三高等学校 | 水戸市三の丸2-7-27<br>(029-224-2044)  |
| 特別支援学校教諭                                     |               | 県立緑岡高等学校           | 水戸市笠原町1284<br>(029-241-0311)    |

## 2 第2次試験 (第1次試験合格者のみ受験)

| 区 分                             | 期 日                   | 試験場 (別紙地図参照)                                              | 所在地 (電話番号)                                                      |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 小 学 校 教 諭                       | 第1日目<br>平成27年8月22日(土) | 第1日目<br>水戸市立第一中学校                                         | 水戸市東原3-1-1<br>(029-224-2424)                                    |
|                                 |                       | 第2日目<br>県立水戸第三高等学校<br>茨城大学教育学部<br>附属小学校<br>※集合場所は別途連絡します。 | 水戸市三の丸2-7-27<br>(029-224-2044)<br>水戸市三の丸2-6-8<br>(029-221-2043) |
| 中 学 校 教 諭<br>養 護 教 諭<br>栄 養 教 諭 | 第2日目<br>平成27年8月23日(日) | 水戸市立第四中学校                                                 | 水戸市元吉田町1987-3<br>(029-247-5554)                                 |
| 高 等 学 校 教 諭                     |                       | 県立水戸第三高等学校                                                | 水戸市三の丸2-7-27<br>(029-224-2044)                                  |
| 特別支援学校教諭                        |                       | 県立水戸第一高等学校                                                | 水戸市三の丸3-10-1<br>(029-224-2254)                                  |

(注) 1 第1次試験の中学校及び高等学校保健体育受験者は、筆記試験場が水戸市立第二中学校、実技試験場が水戸市立第二中学校と茨城大学教育学部附属小学校(水戸市三の丸2-6-8 電話 029-221-2043)になります。

2 試験場は受験票で通知します。(出願者数によっては、上記の試験場を変更する場合があります。)

3 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止します。公共交通機関をご利用ください。

4 試験場の建物内においては、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。

5 試験場敷地内は禁煙とします。

【13】 日程及び試験内容 ※実習助手については9ページ「【16】実習助手」をご覧ください。

## 1 第1次試験

期日 平成27年7月12日(日) 集合時刻 午前8時30分(午前8時30分までに集合しない方は原則として入場できません。)



| 区 分             | 時 間 及 び 試 験 内 容      |                                      |
|-----------------|----------------------|--------------------------------------|
| 小 学 校 教 諭       | 9:00 ~ 10:00 (60分)   | 一般教養・教職専門                            |
| 中 学 校 教 諭       | 10:15 ~ 12:15 (120分) | 専門教科等 ただし、小学校教諭は、10:15 ~ 12:25(130分) |
| 養 護 教 諭         | 10:15 ~ 11:15 (60分)  | 専門教科 (実技・口述試験を伴う教科の受験者)              |
| 栄 養 教 諭         | 12:15 ~              | 実技試験 (音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭の受験者)      |
|                 | 12:15 ~              | 口述試験 (英会話: 英語の受験者のみ)                 |
| 高 等 学 校 教 諭     | 9:00 ~ 10:00 (60分)   | 一般教養・教職専門                            |
|                 | 10:15 ~ 12:15 (120分) | 専門教科・科目                              |
|                 | 10:15 ~ 11:15 (60分)  | 専門教科・科目 (実技試験を伴う教科・科目の受験者)           |
|                 | 12:15 ~              | 実技試験 (保健体育, 音楽, 美術, 書道, 家庭の受験者)      |
|                 | 13:15 ~              | 口述試験 (英会話: 英語の受験者のみ)                 |
| 特 別 支 援 学 校 教 諭 | 9:00 ~ 10:00 (60分)   | 一般教養・教職専門                            |
|                 | 10:15 ~ 12:15 (120分) | 専門科目                                 |
|                 | 13:15 ~              | 実技 (集団活動)                            |

(注) 携行品 受験票, 第1次試験結果通知用封筒, 上履き, 昼食及び筆記用具を持参してください。

なお, 下記教科・科目の受験者は, それぞれ【 】内のものを持参してください。

- ・数学【定規及びコンパス】
- ・美術【定規, コンパス, 鉛筆, 消しゴム, カッター, 色鉛筆 (12色以上, 色は自由)】
- ・保健体育【運動着, 運動靴 (屋外用及び屋内用) 及び水着。また, 柔道・剣道から1種目を  
選択することになるので, 柔道衣又は竹刀を用意してください。】
- ・技術【筆記用具, 定規, 作業のできる服装及び靴】
- ・家庭【調理実習用エプロン又は白衣, 三角巾, ふきん, 台ふきん, 裁縫用具一式】
- ・書道【大筆, 小筆, 下敷き, 硯, 墨, 水差し, 文鎮】いずれも半紙書きに対応できるもの。  
【鉛筆, 赤のサインペン】 ※ 練習用の半紙を持参することも可とします。
- ・商業での電卓は県教育委員会で用意します。

2 第2次試験 (第1次試験合格者のみ受験) (集合時刻までに集合しない方は, 原則として入場できません。)

期日 第1日目 平成27年8月22日 (土) 集合時刻 午前8時30分 ただし, 小学校教諭は, 午前8時10分

第2日目 平成27年8月23日 (日) 集合時刻 あらかじめ指定した時刻

| 区 分                          | 時間及び試験内容                                                                   |                                                                     |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|                              | 第 1 日 目                                                                    | 第 2 日 目                                                             |
| 小 学 校 教 諭                    | 8:40 ~ 9:20 (40分) 適性検査<br>9:45 ~ 10:45 (60分) 小論文<br>11:30 ~ 集団討論及び<br>個人面接 | 8:40 ~ 小学校実技<br>・音楽 (ピアノによる歌唱共<br>通教材の弾き歌い)<br>・体育 (水泳及び基本的な運<br>動) |
| 中 学 校 教 諭<br>養 護 教 諭 栄 養 教 諭 | 9:00 ~ 9:40 (40分) 適性検査<br>10:00 ~ 11:00 (60分) 小論文<br>12:00 ~ 集団討論          | 9:00 ~ 個人面接<br>・スポーツ指導者特別選考受<br>験者は特別選考面接を実施<br>します。                |

| 区 分             | 時間及び試験内容                                                       |                                                     |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|                 | 第 1 日 目                                                        | 第 2 日 目                                             |
| 高 等 学 校 教 諭     | 9:00～ 9:40 (40分) 適性検査<br>10:00～ 11:30 (90分) 小論文<br>12:40～ 集団討論 | 9:00～ 個人面接<br>・スポーツ指導者特別選考受<br>験者は特別選考面接を実施<br>します。 |
| 特 別 支 援 学 校 教 諭 | 9:00～ 9:40 (40分) 適性検査<br>10:00～ 11:30 (90分) 小論文<br>12:20～ 集団討論 | 9:00～ 個人面接                                          |

(注) 携行品 受験票, 5 ページ「【10】出願手続の2(4)」に示した書類, 上履き, 昼食及び筆記用具を持参してください。

- ・ 小学校教諭受験者は, 水着, 運動着及び運動靴(屋内用)を持参してください。
- ・ 小学校教諭受験者は, 小学校第1学年から第6学年までの歌唱共通教材の中から1曲を選び, その楽譜を2部持参してください。

【参考】昨年度採用選考試験で実施した実技試験の概要(本年度, 同じ試験内容になるとは限りません)

【小学校】

- ・ 音 楽: ピアノによる弾き歌い(小学校第1学年から第6学年までの歌唱共通教材の中から受験者が1曲選択)
- ・ 体 育: 器械運動(マット), 球技(バスケットボール), 水泳(クロール, 平泳ぎ)

【中学校】

- ・ 音 楽: リズム打ち, 新曲視唱, ピアノによる弾き歌い(歌唱共通教材)
- ・ 美 術: デザイン
- ・ 技 術: 材料(木材)の加工(図に示された製作品を製作)
- ・ 家 庭: 製作(ペットボトルホルダー), 調理(なすとねぎのみそ汁)

【中学校・高等学校】

- ・ 保健体育: 陸上(ハードル), 球技(サッカー又はバスケットボール), 武道(柔道又は剣道), 水泳, ダンス

【高等学校】

- ・ 音 楽: 新曲視唱, リズム視奏(リズム打ち), ピアノによる弾き歌い(高等学校教科書掲載の楽曲程度)
- ・ 美 術: 鉛筆デッサン
- ・ 書 道: 臨書と創作
- ・ 家 庭: 半返し縫い, 千鳥がけ, 調理(涼拌絲(リャンバンスー))

【特別支援学校】

- ・ 集団活動: 「いじめ」に関する知的障害のある子どもたちに向けたリーフレット作成

【14】 配点及び選考基準

※実習助手については9ページ「【16】実習助手」をご覧ください。

1 第1次試験

(1) 配点

| 区 分               | 一般教養<br>教職専門 | 専門教科<br>科 目 | 実 技 試 験<br>実技(集団活動) | 口述試験 | 合 計  |
|-------------------|--------------|-------------|---------------------|------|------|
| ア 小学校             | 300点         | 440点        |                     |      | 740点 |
| イ 下記 ウ～カを除く教科(科目) | 300点         | 400点        |                     |      | 700点 |
| ウ 実技試験を課す教科(科目)   | 300点         | 200点        | 200点                |      | 700点 |
| エ 中学校 英語          | 300点         | 200点        |                     | 200点 | 700点 |
| オ 高等学校 英語         | 300点         | 300点        |                     | 200点 | 800点 |
| カ 特別支援学校          | 300点         | 400点        | 60点                 |      | 760点 |

※ 加点制度の利用者には、第1次試験の合計点に20点を上限に加点します。

※ 養護教諭及び栄養教諭は上記区分イの配点になります。

(2) 選考基準

ア 一般選考

総合得点(「一般教養・教職専門」「専門教科・科目」「実技試験」「口述試験」の得点合計)の上位から、順次合格者を選ぶことを原則とします。ただし、各試験のうち一つでも一定の基準に達しない方は、不合格とします。

イ 身体障害者を対象とした選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

ウ 講師等経験者特別選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。併願者が「講師等経験者特別選考」枠で不合格となった場合は、一般選考志願者として扱い選考します。

エ スポーツ指導者特別選考

一般選考とは別に選考します。各教科・科目において一定の基準に達しない方は不合格とします。一般選考との併願はできません。

オ 社会人特別選考

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

2 第2次試験

(1) 配点

| 区 分               | 個人面接 | 集団討論 | 小論文  | 実 技  | 合 計  |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| ア 小学校教諭           | 240点 | 120点 | 160点 | 100点 | 620点 |
| イ 高等学校教諭・特別支援学校教諭 | 240点 | 120点 | 200点 |      | 560点 |
| ウ 中学校教諭・養護教諭・栄養教諭 | 240点 | 120点 | 160点 |      | 520点 |

※ 「スポーツ指導者特別選考」については、「特別選考面接」の配点を300点とします。

(2) 選考基準

ア 一般選考(特例志願該当者を含む)

総合得点の上位から、順次合格者を選ぶことを原則とします。ただし、「個人面接」「集団討論」「小論文」

「実技」のうち一つでも一定の基準に達しない方は不合格とします。なお、**小学校教諭算数・理科教員志願者は、第2次試験においても一般の小学校教諭との併願として扱います。**

**イ 身体障害者を対象とした選考**

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

**ウ 講師等経験者特別選考**

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。なお、**一般選考との併願については、第2次試験にも適用します。**

**エ スポーツ指導者特別選考**

一般選考とは別に選考します。総合得点の上位から、各種目において1名程度を選考することを原則とします。

**オ 社会人特別選考**

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

**カ 大学等推薦特別選考**

一般選考とは別に選考します。選考方法・選考基準については、一般選考に準じます。

**【参考】評価基準等**

(1) 英語口述・実技（音楽，美術，書道，保健体育，技術，家庭，集団活動）判定基準

各教科ごとに評価基準を設定し、定められた点数に換算します。

(2) 個人面接

設定した評価基準に基づき、民間企業の方等1名を含む3名の面接員が7段階で評定します。

【評価の観点】 使命感，堅実性，判断力等

(3) 集団討論

1グループ5～10名での討論を，3名の面接員が，設定した評価基準に基づき，7段階で評定します。

【評価の観点】 意欲，熱意，積極性，リーダーシップ

(4) 小論文判定基準

設定した評価基準に基づき，複数の採点者がそれぞれ採点した平均点を用います。

【評価の観点】 字数制限，表現の適切さ，論理性，構成力等

(5) 個人面接における模擬授業判定基準（高等学校）

与えられた課題について5分以内で指導を行い，設定した評価基準に基づき，民間企業の方等1名を含む3名の面接員が7段階で評定します。

【評価の観点】 表現力，態度，内容等

(6) 特別選考面接（スポーツ指導者特別選考）

設定した評価基準に基づき，指導者としての資質を問う内容も含めて，民間企業の方等1名を含む3名の面接員が7段階で評定します。

【評価の観点】 使命感，リーダーシップ，堅実性，指導力，知識，判断力等

## 【15】採用選考試験の結果の通知等

※ 実習助手については 9 ページ「【16】実習助手」をご覧ください。

## 1 第 1 次試験

8 月上旬頃に、本人（現職教諭等在職者の第 1 次試験の免除者も含む）あて通知するとともに、県教育庁内（県庁舎 22 階）に合格者の受験番号を掲示し、さらに、県教育委員会ホームページ上にも掲載します。なお、必要な試験を一部でも受験しなかった場合（保健体育実技の一部試験を受けなかった場合も含む）は、合否判定の対象とせず、選考結果は通知しません。

## 2 第 2 次試験

10 月上旬頃に本人あて採用候補者名簿登載、非登載の別を通知するとともに、県教育庁内（県庁舎 22 階）に採用候補者名簿登載者の受験番号を掲示し、さらに県教育委員会ホームページ上にも掲載します。なお、必要な試験を一部でも受験しなかった場合（小学校体育実技の一部試験を受けなかった場合も含む）は、合否判定の対象とせず、選考結果は通知しません。

※ 採用候補者名簿登載の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までです。

※ 就職その他の事情で採用志願を取り消す場合は、辞退届（指定の様式）を提出してください。

## 【大学院前期（修士）課程進学予定者・大学院前期（修士）課程 1 年生の採用候補者名簿登載の猶予について】

採用候補者名簿登載者のうち、次のア、イ、ウの要件をすべて満たす方は、以下のとおり採用候補者名簿への登載を猶予します。

ア 合格区分・教科ごとの普通免許状を有する方又は平成 28 年 3 月 31 日までに取得見込みの方

イ 大学院修了までに合格区分・教科又は職の専修免許状を取得見込みの方

ウ 指定された期日までに本人が茨城県教育委員会に、別に定める様式により名簿登載の猶予を申請し、茨城県教育委員会より許可を受けた方

<採用候補者名簿への登載について>

○ 大学院修士課程 1 年生に在籍している方は、平成 29 年 4 月 1 日に名簿登載をします。

○ 平成 28 年 4 月から大学院修士課程に進学を予定する方は、平成 30 年 4 月 1 日に名簿登載をします。

○ いずれの場合も、名簿登載の有効期間は名簿登載の日から 1 年間です。

## 3 選考試験結果の情報提供について

(1) 第 1 次試験不合格者及び第 2 次試験における採用候補者名簿非登載者のうち希望する方に対して、選考結果の情報提供を行います。情報提供を希望する場合には、採用志願書の「選考結果の情報提供の希望」の欄に「有」を記入してください。記入のないものもの（空欄）は、「希望なし」とみなします。

(2) 情報提供として、第 1 次試験不合格者及び第 2 次試験における採用候補者名簿非登載者の選考試験の順位、併せて第 1 次試験については、「一般教養・教職専門」「専門科目」「口述試験」（英語のみ）「実技試験」（音楽、美術、書道、技術、家庭、保健体育）「実技（集団活動）」別の各得点、得点合計及び合格最低点を、第 2 次試験については、「小論文」「個人面接」「集団討論」「実技」（小学校）の得点合計及び合格最低点を通知します。

## 【16】実習助手

## 1 受験資格（次の要件をすべて満たす方）

- (1) 昭和 46 年 4 月 2 日以降に出生した方
- (2) 高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成 28 年 3 月 31 日までに高等学校卒業見込みの方
- (3) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

## 2 提出書類

- (1) 出願時に提出する書類

ア 平成 28 年度採用茨城県公立学校教員採用志願書

- ・電子申請の場合は、県教育委員会ホームページに掲載された利用方法を確認し申請してください。
- ・電子申請が利用できない場合は、志願書を持参又は郵送してください。

イ 受験票 52円切手を貼ってください。

- ・電子申請の場合は、出願時に提出する必要はありません。

ウ データ入力票

(2) 試験当日に提出する書類

ア 結果通知用封筒 (長形 3 号, 120mm×235mm)

92円切手を貼り、封筒の表に郵便番号、住所、アパート名又は下宿先、受験者の氏名を記入してください。  
また、封筒の表の左下に、受験番号を明記してください。

イ 最終学校の卒業 (修了) 証明書又は卒業 (修了) 見込証明書

### 3 出願期間, 試験日, 及び試験場

- (1) 出願期間 平成27年7月21日 (火) ~平成27年7月27日 (月)  
・電子申請者以外の受験票は、受験者あてに8月中旬に発送します。
- (2) 出願先 高校教育課, 特別支援教育課 (6 ページ「【11】出願期間及び出願先」に準じます)  
・どちらか一方の出願になります。
- (3) 試験日 平成27年9月13日 (日)
- (4) 試験場 県立水戸第三高等学校 水戸市三の丸2-7-27 (029-224-2044)

### 4 日程及び試験内容

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 8:30 ~ 8:50        | 受 付 (時間内に受付を完了しない者は原則として受験できません。) |
| 9:00 ~ 9:40(40分)   | 適性検査                              |
| 9:50 ~ 10:50(60分)  | 一般教養                              |
| 11:00 ~ 12:00(60分) | 作 文                               |
| 13:00 ~            | 個人面接                              |

- (注) 1 携行品 受験票, 上履き, 昼食, 筆記用具を持参してください。
- 2 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止です。公共交通機関をご利用ください。
- 3 試験場内の建物内においては、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。
- 4 試験場敷地内は禁煙とします。

### 5 配点, 選考基準

- (1) 配点  
一般教養 (200点), 作文 (200点), 個人面接 (240点) の640点満点とします。
- (2) 選考基準  
7 ページ「【14】配点及び選考基準 1 第1次試験 (2) 選考基準, 2 第2次試験 (2) 選考基準 ア 一般選考」に準じます。

### 6 結果の通知

「8 ページ【15】採用選考試験の結果の通知等 2 第2次試験 及び 3 選考試験結果の情報提供について」に準じます。

### 【17】給与

給与は、各人の経歴等によって異なります。学校卒業直後に採用された場合の基本給与と手当等の月額はおおりのりです。

(平成27年4月1日現在)

|     |               |               |
|-----|---------------|---------------|
| 職 名 | 教諭・養護教諭・栄養教諭  | 実習助手          |
| 月 額 | 217,081円 (大卒) | 168,458円 (高卒) |

※ このほか、県の規定に基づき住居手当等の生活関連手当や通勤手当などが支給されます。

**【18】 問い合わせ先**

〒310-8588 水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁学校教育部各担当課  
 義務教育課 029 (301) 5220      高校教育課 029 (301) 5256      特別支援教育課029 (301) 5275  
 (小学校教諭, 中学校教諭, 養護教諭, 栄養教諭) (高等学校教諭, 高等学校実習助手) (特別支援学校教諭, 特別支援学校実習助手)

茨城県教育委員会 <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/kyoshoku/saiyou/index.html>

**【19】 その他**

**1 採用候補者名簿登載の取り消しについて**

採用候補者名簿への登載後、信用失墜行為等教員にふさわしくない行為をした場合は、名簿登載を取り消すことがあります。

また、平成28年3月31日までに必要とされる免許状が取得できない場合は、名簿登載を取り消します。

**2 「志願者の特例」に係る提出書類の様式**

用紙はA4判を縦に使用し、通常の文書スタイルに準じます。書体及びポイント数に指定はありません。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(様式1) 勤務実績証明書</p> <p style="text-align: center;">勤務実績証明書</p> <p style="text-align: center;">氏 名<br/>受験校種・職種<br/>教科・科目</p> <p>1 現在の勤務先<br/>2 職歴<br/>3 休職等の期間</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり、証明します。</p> <p style="text-align: center;">平成〇年〇月〇日<br/>所属長等                      印</p> | <p style="text-align: center;">(様式2) 自己推薦書</p> <p style="text-align: center;">自己推薦書</p> <p style="text-align: center;">氏 名<br/>受験校種・職種<br/>教科・科目</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">※ 推薦内容を記載する。</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり、自己推薦します。</p> <p style="text-align: center;">平成〇年〇月〇日<br/>氏名                              印</p> | <p style="text-align: center;">(様式3) 派遣実績証明書</p> <p style="text-align: center;">派遣実績証明書</p> <p style="text-align: center;">氏 名<br/>受験校種・職種<br/>教科・科目</p> <p>1 派遣国<br/>2 派遣期間<br/>3 職務内容<br/>4 その他</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり、証明します。</p> <p style="text-align: center;">平成〇年〇月〇日<br/>青年海外協力隊事務局長等      印</p> | <p style="text-align: center;">(様式4) スポーツの実績一覧</p> <p style="text-align: center;">スポーツの実績一覧</p> <p style="text-align: center;">氏 名<br/>受験校種<br/>教科・科目</p> <p>1 大会名<br/>(1) 種目<br/>(2) 期日<br/>(3) 成績<br/>2 大会名<br/>(1) 種目<br/>(2) 期日<br/>(3) 成績<br/>上記のとおり、相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">平成〇年〇月〇日<br/>競技団体責任者等              印</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ **様式1**について

- ・現職の方は、現在の所属長の証明を受けてください。
- ・正規任用教諭等経験者の一部試験免除を志願する場合は、任用されていた都道府県教育委員会で証明を受けてください。(この様式でなく、履歴事項の記録や人事記録等の写しに、原本証明を受けたものでもかまいません。)

※ **様式4**について

成績を証明する書類の写しを添付してください。  
 なお、写しの原本証明は必要ありません。

## 出願書類等に関するチェック項目

## 出願に関する書類

※郵送の場合は、特に入念に点検してください。

## 志願書

- 年齢は、平成28年4月1日現在になっているか。
- 写真は規定のサイズか。裏面に氏名を記入し、志願書に糊付けしてあるか。  
・電子申請の場合、既定の写真サイズでファイル添付してあるか。
- 選考種別や志望校種・職種、志願者の特例に○印を付けてあるか。
- 学歴の欄に、高校卒業以上の学歴を記入してあるか。高校名の前に都道府県名があるか。
- 履歴事項の欄に、学歴を除き高校卒業から現在までのすべての履歴が記入されているか。
- 志願書の「履歴事項の欄」に重ね貼りをしていないか。(※印の留意事項参照)
- 職歴のすべてについて、「常勤・非常勤」の別に○印を付けてあるか。
- 現職の欄は、現在、学校や民間企業等に正式採用されている方のみ記入する。臨時的任用職員、非常勤職員、パート職員及びアルバイトは記入しない。
- 選考結果の情報提供の希望欄に「有」の記入があるか。空欄は「希望なし」とみなす。
- 「受験上の配慮事項」に、身体の障害や怪我等による受験上の不都合を解消するための要望を記入してあるか。要望がない場合は、「特になし」と記入する。
- クラブ活動(部活動)  
・ボランティア活動、趣味、特技・資格の欄に、実績を記入してあるか。該当がない場合は、「特になし」と記入する。
- 誓書に日付と氏名を記入してあるか。日付は、願書提出の日又は出願期間内の日とする。
- その他、記入漏れはないか。訂正箇所は二本線で消し、その上に訂正印を押してあるか。
- 電子申請の場合、申請内容や申し込み完了を確認したか。また、整理番号とパスワードを保管したか。

## 受験票

- 受験票の太線枠内に、氏名、受験校種・職種、教科・科目を記入してあるか。
- 受験票の裏に、52円切手が貼ってあるか。
- 受験票の裏に、郵便番号、住所、アパート名やマンション名と部屋番号、受験者の氏名を記入してあるか。氏名の後の「殿」は、書き換えずそのままよい。

## データ入力票

- 選考種別、志願者の特例、受験校種・職種、教科・科目は、志願書と一致しているか。
- 記入上の注意に従って、もれなく記入してあるか。また、コード番号は、正確か。

## 志願者の特例、身体障害者を対象とした選考、講師等経験者特別選考、スポーツ指導者特別選考

- 身体障害者を対象とした選考で受験する場合に、身体障害者手帳の写しを用意したか。
- 実績を証明する書類(4ページの別記様式、又は10ページの様式1～様式4)を用意したか。

## 第1次試験(7月12日(日))に提出する書類

## 第1次試験結果通知用封筒

- 長形3号(120mm×235mm)の封筒に、92円切手が貼ってあるか。
- 封筒の表に、郵便番号、住所、アパート名やマンション名と部屋番号、受験者の氏名を記入してあるか。氏名の後の「殿」は、書き換えずそのままよい。
- 受験校種・職種、教科・科目、受験者の受験番号を記入してあるか。

## 第2次試験(8月22日(土))に提出する書類

## 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込み証明書

- 該当する証明書を用意したか。

## 選考結果通知用封筒

- 角型2号(240mm×332mm)の封筒に、205円切手が貼ってあるか。
- 封筒の表に、郵便番号、住所、アパート名やマンション名と部屋番号、受験者の氏名を記入してあるか。
- 封筒の表の左下に、受験校種・職種、教科・科目、受験番号を記入してあるか。

## 受験同意書

現在、国・公・私立学校の教職員又は国、地方公共団体もしくは医療機関の職員で、第1次試験に合格した方に関する事。

- 所属長の受験同意書を茨城県教育委員会あてに用意したか。
- 同意書を提出できない事由がある場合は、その事由を記載した申立書を用意したか。

平成28年度採用 茨城県公立学校教員志願者データ入力票 記入上の注意

- 1 選考種別、志願者の特例、受験校種、受験教科は、下のコード表から選んでコード番号を記入する。

小中欄は、小学校は[小]、中学校は[中]と記入し、それ以外は記入しない。



選考種別コード

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1 | 一般選考            |
| 2 | 身体障害者を対象とした選考   |
| 3 | 講師等経験者特別選考 (単願) |
| 4 | 講師等経験者特別選考 (併願) |
| 5 | スポーツ指導者特別選考     |
| 6 | 社会人特別選考         |
| 7 | 大学等推薦特別選考       |

志願者の特例コード

|   |            |
|---|------------|
| 1 | 現職教諭等在職者   |
| 2 | 正規任用教諭等経験者 |
| 3 | 国際貢献活動経験者  |
| 4 | 英語の資格      |
| 5 | スポーツの実績    |

受験校種コード

|   |          |
|---|----------|
| 1 | 小学校教諭    |
| 2 | 中学校教諭    |
| 3 | 高等学校教諭   |
| 4 | 特別支援学校教諭 |
| 5 | 養護教諭     |
| 6 | 栄養教諭     |
| 7 | 実習助手     |

受験教科・科目コード

|    |      |    |      |    |    |    |     |
|----|------|----|------|----|----|----|-----|
| 00 | なし   | 10 | 保健   | 20 | 工業 | 30 | 情報  |
| 01 | 国語   | 11 | 倫理   | 21 | 商船 | 31 | 農業系 |
| 02 | 社会   | 12 | 政治経済 | 22 | 商業 | 32 | 工業系 |
| 03 | 数学   | 13 | 日本史  | 23 | 水産 | 33 | 小算  |
| 04 | 理科   | 14 | 世界史  | 24 | 看護 | 34 | 小理  |
| 05 | 音楽   | 15 | 地理   | 25 | 物理 |    |     |
| 06 | 美術   | 16 | 化学   | 26 | 書道 |    |     |
| 07 | 保健体育 | 17 | 生物   | 27 | 福祉 |    |     |
| 08 | 技術   | 18 | 家庭   | 28 | 地学 |    |     |
| 09 | 英語   | 19 | 農業   | 29 | 公民 |    |     |

※小学校教諭・養護教諭・栄養教諭・特別支援学校教諭の場合、教科欄に00と記入する。  
ただし、小学校教諭算数・理科教員を志望する場合は、次のように記入する。  
・小学校教諭算数教員 33  
・小学校教諭理科教員 34  
※実習助手の場合は、31または32

- 2 氏名は、姓と名の間は1字分空け、カタカナ・漢字で記入する。濁点・半濁点は1字分とする。
- 3 満年齢は、平成28年4月1日現在での年齢とする。性別は、男性=男, 女性=女と記入する。生年月日は2桁で表す。(1月は01と記入)
- 4 最終卒業学校の国立私立区分、学校区分、学校(大学院)、学部区分、課程区分は下のコード表から選んでコード番号を記入する。

学校名・学部名・研究科名・課程学科専攻名はマスに入るように略してもよい。

大学院・専攻科修了の場合は、その大学院等の名称を記入する。また、大学院在学・修了の場合は博士・修士の別を記入する。

国立私立区分コード 学校(大学院)コード

|   |    |    |               |    |                          |
|---|----|----|---------------|----|--------------------------|
| 1 | 国立 | 01 | 茨城大学          | 13 | 土浦短期大学                   |
| 2 | 公立 | 02 | 筑波大学          | 14 | つくば国際短期大学                |
| 3 | 私立 | 03 | 図書館情報大学       | 15 | 清真学園女子短期大学               |
|   |    | 04 | 茨城キリスト教大学     | 16 | 東京家政学院筑波女子大学短期大学部        |
|   |    | 05 | 常磐大学          | 17 | つくば国際大学                  |
|   |    | 06 | 流通経済大学        | 18 | 筑波学院大学<br>(東京家政学院筑波女子大学) |
|   |    | 07 | 茨城大学工業短期大学部   | 19 | 本県外の四年制大学                |
|   |    | 08 | 筑波大学医療技術短期大学部 | 20 | 本県外の短期大学                 |
|   |    | 09 | 筑波技術短期大学      | 21 | その他の学校                   |
|   |    | 10 | 水戸短期大学        |    |                          |
|   |    | 11 | 常磐大学短期大学部     |    |                          |
|   |    | 12 | シオン短期大学       |    |                          |

学部区分コード

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1 | 国公立の教育学部        |
| 2 | 私立の教育学部(教育系を含む) |
| 3 | その他(国・公・私を含む)   |

※文学部児童教育学科や初等教育学科など、小免がとれる学部は「2」に記入する。

学校区分コード

|   |       |
|---|-------|
| 1 | 大学院   |
| 2 | 教職大学院 |
| 3 | 大学専攻科 |
| 4 | 大学    |
| 5 | 短期大学  |
| 6 | その他   |

課程区分コード

|   |       |
|---|-------|
| 1 | 小学校課程 |
| 2 | 中学校課程 |
| 3 | その他   |

卒業・見込別コード

|   |       |
|---|-------|
| 1 | 卒業    |
| 2 | 卒業見込み |

※教育学部以外は記入しない。

※大学の通信教育入学者は大学名を漢字等で記入すること。

- 5 卒業高校名は、8字以内で「高校」まで記入する。学校区分コードは、茨城県内の高等学校=1, 茨城県外の高等学校=2とする。元号は、昭和または平成と漢字で記入し、年月は2桁で記入する。(3月卒業は03と記入)
- 6 小学校・中学校・養護・栄養・高等学校・特別支援学校の各教諭の免許状区分は、下の免許状・免許教科コード表から選んでコード番号を記入する。

受験校種の免許は最上段に記入し、取得(取得見込み)免許も全て記入する。該当のない免許状・免許教科コードは、すべて0・00を記入する。

免許状コード

|   |         |
|---|---------|
| 0 | 免許なし    |
| 1 | 専修免許状   |
| 2 | 1種免許状   |
| 3 | 2種免許状   |
| 4 | 免許取得見込み |

免許教科コード

|    |      |    |      |    |                  |    |       |    |     |
|----|------|----|------|----|------------------|----|-------|----|-----|
| 00 | 免許なし | 07 | 音楽   | 14 | 職業<br>(指導・実習を含む) | 20 | 水産    | 27 | 情報  |
| 01 | 国語   | 08 | 美術   | 15 | 外国語              | 21 | 看護    | 28 | 福祉  |
| 02 | 社会   | 09 | 書道   | 16 | 宗教               | 22 | 特(視覚) | 29 | 商船  |
| 03 | 地理歴史 | 10 | 保健体育 | 17 | 農業               | 23 | 特(聴覚) | 30 | その他 |
| 04 | 公民   | 11 | 保健   | 18 | 工業               | 24 | 特(知的) |    |     |
| 05 | 数学   | 12 | 技術   | 19 | 商業               | 25 | 特(肢体) |    |     |
| 06 | 理科   | 13 | 家庭   |    |                  | 26 | 特(病弱) |    |     |

※盲学校教諭免許状取得者はコード番号22,聾学校教諭免許状取得者はコード番号23,養護学校教諭免許状取得者はコード番号24, 25, 26を記入すること。

- 7 資格については、公的な財団法人・連盟等の機関が設定した資格で段位・級も含めて10字以内で記入すること。  
(「柔道初段」「珠算2級」等。司書教諭の講習修了者にあつては、「司書教諭修了」と記入すること。  
特技については、20字以内で記入する(「100m走 10<sup>11</sup>国体2位」等)。ない場合は「なし」と記入すること。
- 8 郵便番号、都道府県名、郡市名、町村名を記入し、アパート等の場合は、欄外の( )にアパート名・部屋番号を記入する。
- 9 連絡先は、平成27年4月1日以降の確実な連絡先(例「父母等の居住する市町村」等)を下のコード表のコード番号や電話番号を記入する。

連絡先コード

|    |                  |    |                               |    |                 |
|----|------------------|----|-------------------------------|----|-----------------|
| 01 | 水戸市, 茨城町         | 10 | 潮来市, 行方市                      | 18 | 福島県             |
| 02 | ひたちなか市, 大洗町, 東海村 | 11 | 土浦市, 石岡市, かすみがうら市             | 19 | 栃木県             |
| 03 | 笠間市, 小美玉市, 城里町   | 12 | 龍ヶ崎市, 牛久市, 稲敷市, 美浦村, 阿見町, 河内町 | 20 | 群馬県             |
| 04 | 那珂市, 常陸大宮市       | 13 | つくば市, つくばみらい市                 | 21 | 埼玉県             |
| 05 | 大子町              | 14 | 取手市, 守谷市, 利根町                 | 22 | 千葉県             |
| 06 | 常陸太田市            | 15 | 筑西市, 下妻市, 桜川市                 | 23 | 東京都             |
| 07 | 日立市              | 16 | 結城市, 八千代町, 常総市                | 24 | 神奈川県            |
| 08 | 高萩市, 北茨城市        | 17 | 古河市, 坂東市, 五霞町, 境町             | 25 | その他             |
| 09 | 鹿嶋市, 神栖市, 鉾田市    |    |                               |    | ※ その他には外国の場合を含む |

- 10 現在の職業について下のコード表から選んでコード番号を記入し、内容を記入欄内に簡潔に記入する。(例「○中期付講師」「会社員○○運送」等)

職歴コード

|   |                                    |    |                                    |
|---|------------------------------------|----|------------------------------------|
| 1 | 茨城県以外の国公立学校の本採教職員である。              | 6  | 私立学校の臨時職員(常勤講師を含む)である。             |
| 2 | 茨城県の国公立学校の本採教職員である。                | 7  | 会社等の社員(臨時職員を含む)である。(アルバイト, パートは除く) |
| 3 | 国公立学校(茨城県・他県・大学を含む)の臨時職員(常勤講師)である。 | 8  | 国公立学校の非常勤講師である。                    |
| 4 | 1~3以外の公務員である。(非常勤は含まない)            | 9  | 市町村採用の任期付教員である。                    |
| 5 | 私立学校の本採用教諭(養護教諭を含む)である。            | 10 | その他(学生, 在家を含む)                     |

- 11 教職経験(他県, 私立を含む)の有無について, 下のコード表から選んでコード番号を記入する。

教職経験の有無コード

|   |                        |
|---|------------------------|
| 0 | 経験なし                   |
| 1 | 本採用教諭・養護教諭・栄養教諭の経験がある。 |
| 2 | 臨時的任用講師の経験がある。         |

本採用・臨時的任用講師経験月数コード

|   |          |   |          |
|---|----------|---|----------|
| 0 | 経験なし     | 3 | 24以上36未満 |
| 1 | 12未満     | 4 | 36以上     |
| 2 | 12以上24未満 |   |          |

※ 非常勤講師は該当しません。

- 12 民間企業の経験の有無について, 下のコード表から選んでコード番号を記入する。

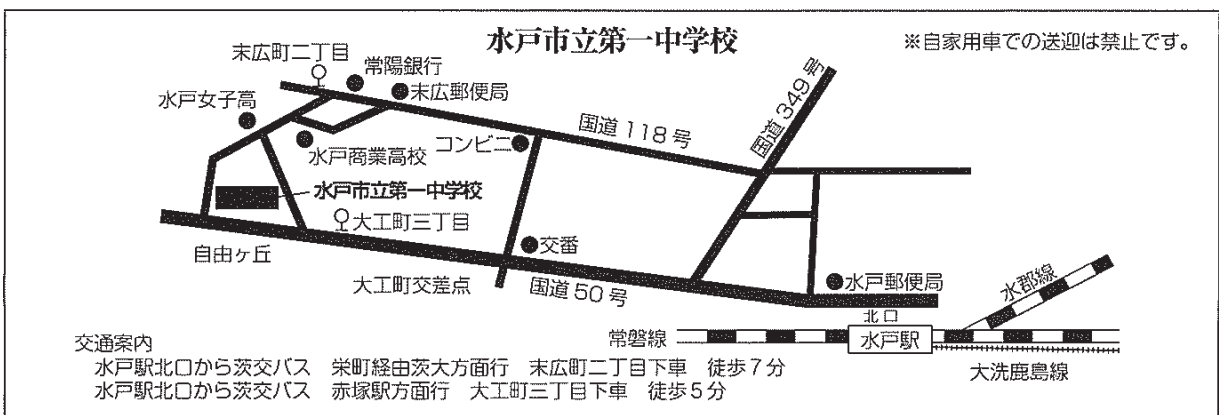
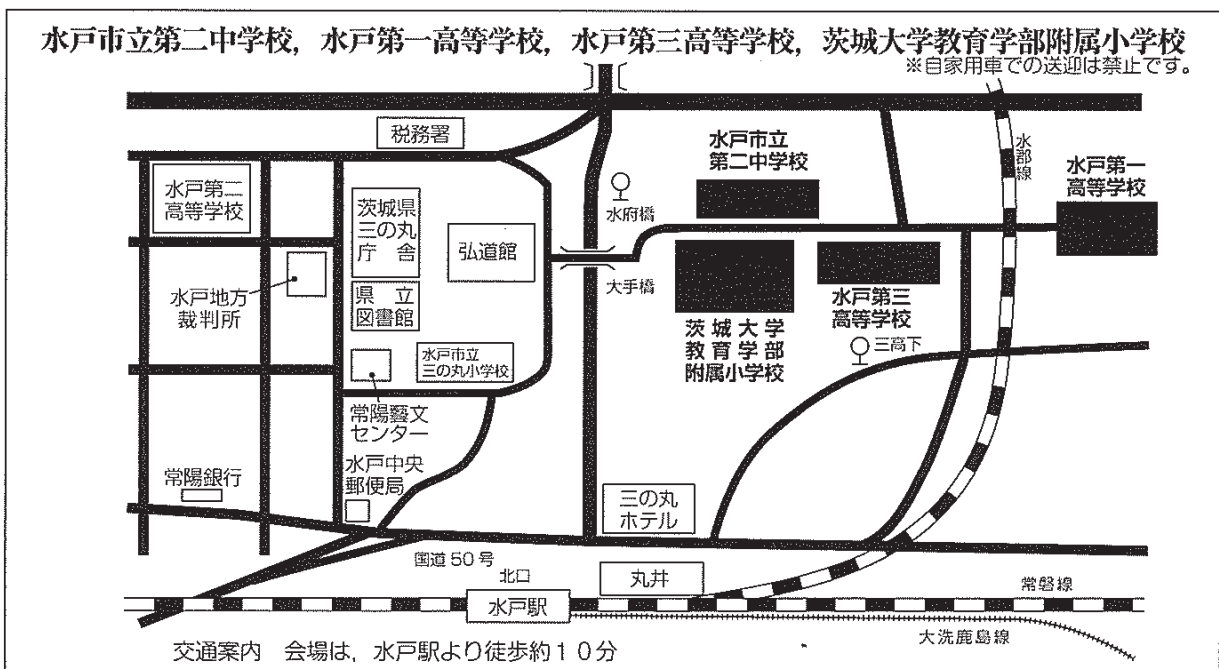
民間企業の経験の有無コード

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 0 | 経験なし                                |
| 1 | 民間企業の本採用の経験がある。                     |
| 2 | 民間企業の臨時的社員の経験がある。<br>(アルバイト・パートは除く) |

民間企業の経験年数コード

|   |          |
|---|----------|
| 0 | 経験なし     |
| 1 | 1年未満     |
| 2 | 1年以上3年未満 |
| 3 | 3年以上     |

**試験会場案内図**



## (人 事 委 員 会)

## ●平成27年度茨城県職員採用大学卒業程度試験の実施

上記試験を次のとおり行います。

平成27年 4 月30日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

○第1次試験日 6月28日(日)

○試験案内・申込書配布開始日 5月7日(木)

○受付期間 【インターネット】 5月7日(木) 9時～5月20日(水) 17時(受信有効)

【郵送・持参】 5月7日(木)～5月22日(金)(消印有効)

※ 申込みは、インターネット・郵送・持参のいずれかの方法による。

※ 持参により申し込む場合、受付期間の土曜日、日曜日は除く。

○試験区分(職種)、採用予定人員、採用時の勤務場所及び職務内容

| 試験区分(職種)                   |        | 採用予定人員  | 採用時の勤務場所及び職務内容                                                  |                                                                          |
|----------------------------|--------|---------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 大<br>学<br>卒<br>業<br>程<br>度 | 事<br>務 | 知事部局等   | 61名程度                                                           | 知事部局, 教育委員会等の本庁又は出先機関で, 主に一般行政事務に従事します。                                  |
|                            |        | 警 察 本 部 | 4名程度                                                            | 警察本部又は警察署等で, 主に警察行政事務に従事します。                                             |
|                            | 電      | 気       | 4名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に電気設備の設計, 施工管理及び保守管理又は工業に関する試験研究等の業務に従事します。            |
|                            | 機      | 械       | 3名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に機械設備の設計, 施工管理及び保守管理又は工業に関する試験研究等の業務に従事します。            |
|                            | 土      | 木       | 20名程度                                                           | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に道路, 河川, 港湾, 都市計画等の事業の調査, 設計及び施工管理等の業務に従事します。          |
|                            | 建      | 築       | 5名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に県有建築物の設計, 施工管理及び保守管理又は建築指導等の業務に従事します。                 |
|                            | 化      | 学       | 3名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に環境に関する調査研究及び監視観測, 上・下水道の水質検査, 又は工業に関する試験研究等の業務に従事します。 |
|                            | 薬      | 剤 師     | 8名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に薬事・毒物等の監視, 食品衛生等に関する監視又は病院における調剤等の業務に従事します。           |
|                            | 管      | 理 栄 養 士 | 1名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に栄養指導等の業務に従事します。                                       |
|                            | 農      | 業       | 7名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に農業の振興, 農業経営の指導援助, 農業に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。       |
|                            | 農      | 業 土 木   | 4名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に土地改良事業の調査, 設計及び施工管理等の業務に従事します。                        |
|                            | 畜      | 産       | 1名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に畜産の振興, 畜産経営の指導援助, 畜産に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。       |
|                            | 林      | 業       | 1名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に林業の振興, 林業経営の指導援助, 林業に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。       |
|                            | 水      | 産       | 1名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主に水産の振興, 水産経営の指導援助, 水産に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。       |
|                            | 獣      | 医 師     | 8名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は出先機関で, 主にと畜検査, 家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事します。                  |
|                            | 福      | 祉       | 7名程度                                                            | 知事部局等の本庁又は児童相談所, 一時保護所, 福祉施設等の出先機関で, 主に相談援助, 自立支援, 生活支援等の業務に従事します。       |
| 心                          | 理      | 2名程度    | 知事部局等の本庁又は児童相談所, 県立病院, 福祉施設等の出先機関で, 主に心理学的判定, 相談, 指導等の業務に従事します。 |                                                                          |

※ 採用予定人員については、変更になる場合があります。

○受験資格

|                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次のいずれかに該当する人                                                                                                             |
| ① 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人（薬剤師及び獣医師については、昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人）                                                 |
| ② 平成6年4月2日以降に生まれた人（薬剤師及び獣医師については、平成4年4月2日以降に生まれた人）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成28年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人 |

※ ただし、次の職種については、このほかにそれぞれ次の資格要件等を必要とします。

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 薬 剤 師 | 薬剤師の免許を有する人又は平成28年に実施される薬剤師国家試験により薬剤師の免許を取得見込みの人       |
| 管理栄養士 | 管理栄養士の免許を有する人又は平成28年に実施される管理栄養士国家試験により管理栄養士の免許を取得見込みの人 |
| 獣 医 師 | 獣医師の免許を有する人又は平成28年に実施される獣医師国家試験により獣医師の免許を取得見込みの人       |
| 福 祉 社 | 社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成28年3月31日までに取得見込みの人       |
| 心 理   | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成28年3月31日までに卒業見込みの人       |

※ 上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## ○試験日時及び試験場

| 区分    | 日 時                                                                                             | 試 験 場                                                                                                       | 備 考                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一次試験 | 6月28日(日)<br>開 場 午前8時40分頃<br>説明開始 午前9時00分<br>教養試験<br>午前9時30分～午前11時30分<br>専門試験<br>午後0時30分～午後2時30分 | 県立水戸第一高等学校<br>〔水戸市三の丸3-10-1〕<br>〔TEL 029 (224) 2254〕<br>県立水戸第二高等学校<br>〔水戸市大町2-2-14〕<br>〔TEL 029 (224) 2543〕 | 受験する試験場は、人事委員会<br>で指定します。<br><br>申込者数の状況により、左記以<br>外の試験場となる場合があります。<br><br>試験場への自動車の乗入れは、<br>厳に禁止します。 |
|       | 【論文試験】<br>6月28日(日)<br>午後2時50分～午後4時10分<br>※第1次試験日に実施します。                                         | 試験当日以外は、人事委員会事<br>務局にお問い合わせください。<br>TEL 029 (301) 5549                                                      |                                                                                                       |
| 第二次試験 | 【適性検査・個別面接1回目】<br>〔下記の間で指定する1日〕<br>【集団討論・個別面接2回目】<br>〔下記の間で指定する1日〕<br>7月15日(水)～8月26日(水)         | 茨城県庁<br>〔水戸市笠原町978-6〕<br>〔TEL 029 (301) 5549〕                                                               | 試験日時は、人事委員会<br>で指定<br>します。                                                                            |

## ○試験の方法

| 項 目     | 方 法     | 内 容          |                                                                                                                                                          |
|---------|---------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一次試験   | 教養試験    | 択一式<br>(2時間) | 筆記試験とし、公務員として必要な一般的知識、知能について大学で履修した程度の問題、茨城県に関する問題を出題します(別表参照)。<br>50問出題し、40問解答。このうち、知識分野の問題は26問出題し、16問を選択して解答。知能分野の問題は21問、茨城県に関する問題は3問出題し、それぞれ全問必須解答です。 |
|         | 専門試験    | 択一式<br>(2時間) | 筆記試験とし、職種に応じた専門的知識、能力、技術等について大学で履修した程度の問題を出題します(別表参照)。                                                                                                   |
|         |         |              | 事 務                                                                                                                                                      |
|         |         | その他の職種       | 40問出題し、全問必須解答                                                                                                                                            |
| 第二次試験   | 論文試験    | (1時間20分)     | 文章による表現力、課題に対する理解力等をみます(別表参照)。<br>制限字数：1,000字程度                                                                                                          |
|         | 口 述 試 験 |              | 主として人物についての評定を行うものとし、個別面接及び集団討論(別表参照)を実施します。なお、個別面接においては茨城県に関する課題に対する考えを聞きます。                                                                            |
|         | 適 性 検 査 |              | 通常の職務遂行に必要な適性の有無について検査します。                                                                                                                               |
| 資 格 調 査 |         |              | 受験資格の有無等について調査します。                                                                                                                                       |

※ 第2次試験における論文試験は第1次試験日に実施しますが、評定は、第1次試験合格者のみ行います。

## ○試験の配点(満点)・基準点

| 項 目   | 配点(満点) |        | 基準点                              |
|-------|--------|--------|----------------------------------|
|       | 事務     | その他の職種 |                                  |
| 第1次試験 | 教養試験   | 100点   | 満点の4割。ただし、3割までの範囲内で引き下げる場合があります。 |
|       | 専門試験   | 100点   |                                  |

|           |                |      |             |
|-----------|----------------|------|-------------|
| 第 2 次 試 験 | 論文試験           | 50点  | 満点の 4 割     |
|           | 集団討論           | 100点 |             |
|           | 個別面接<br>(1 回目) | 100点 | -           |
|           | 個別面接<br>(2 回目) | 250点 | 満点の 4 割 5 分 |

※ 合格者は、すべての試験項目の基準点を満たし、かつ、適性検査結果が適当と認められる人のうち、合計点の高い人から成績順に決定します。

○合格者の発表

| 区 分                  | 期 日                  | 方 法                                                            |                    |
|----------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 第 1 次 試 験<br>合 格 発 表 | 7月8日(水)<br>午前10時(予定) | 人事委員会のホームページ並びに人事委員会事務局及び水戸、常陸太田、鉾田、土浦、筑西の県合同庁舎掲示板に受験番号を掲示します。 | 合格者のみに通知します。       |
| 最終合格発表               | 9月2日(水)<br>午前10時(予定) |                                                                | 受験者全員に合否の結果を通知します。 |

○合格から採用まで

※ 合格者は、当人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、当人事委員会は任命権者（知事、教育委員会教育長、警察本部長等）からの請求に応じて成績順に推薦します。任命権者は、それによって本人の意向等を考慮のうえ、欠員に応じて採用することになっています。

**知事部局の意向調査日：平成27年9月下旬予定**

- ※ 採用は原則として平成28年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。
- ※ 採用候補者名簿の有効期間は1年です。
- ※ 薬剤師、管理栄養士、獣医師にあつては、それぞれの免許を取得しない場合は、この試験に合格しても採用されません。なお、平成28年に実施される国家試験を受験する人については、国家試験合格発表後に採用されます。
- ※ 福祉にあつては、社会福祉主事の任用資格を取得しない場合、心理にあつては、学校教育法による大学を卒業しない場合は、この試験に合格しても採用されません。
- ※ 農業、畜産、林業、水産の各職種で採用された人は、採用後、一定の実務経験後、「普及指導員」の資格を取得していただく予定です。

○給 与

給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば大学卒業直後に採用された人で行政職の給料表が適用される場合には、184,704円（平成27.4.1現在）が支給されます。

- ※ 地域手当 4%を含んだ額です。
- ※ 学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます。
- ※ このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（年2回（6月、12月））等が支給されます。

○受験手続

【インターネットによる方法】（できる限りこちらを御利用ください。）

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>必ず、茨城県人事委員会のホームページ（下記(1)）でインターネットによる申込方法及び注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービスホームページ（下記(2)）でお申し込みください。</li> <li>パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは下記(1)のホームページで確認してください。</li> <li>プリンターを持っていないなど、受験票をダウンロードし、印刷することができない人は、下記【郵送又は持参による方法】でお申し込みください。</li> <li>使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> <li>手続に時間がかかる場合がありますので、余裕を持って早めにお申し込みください。</li> <li>インターネットにより申込みをした方の受験票の取得方法や受験番号・試験場等の確認方法については、茨城県人事委員会事務局のホームページ（下記(1)）で確認してください。</li> </ul> |
| ホームページアドレス | <ul style="list-style-type: none"> <li>下記(1)及び(2)のホームページを御覧ください。</li> <li>(1)と(2)はリンクしていますので、まず、(1)を御覧になり、その後(2)へ進んでください。</li> </ul> <p>(1)申込方法及び注意点の確認<br/> &lt;茨城県人事委員会事務局ホームページアドレス&gt;<br/> <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiin/">http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiin/</a></p> <p>(2)申込み<br/> &lt;いばらき電子申請・届出サービスホームページアドレス&gt;<br/> <a href="https://s-kantan.com/pref-ibaraki-u/">https://s-kantan.com/pref-ibaraki-u/</a></p>                                        |
| 受 付 期 間    | 5月7日（木）9時～5月20日（水）17時（受信有効）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 【郵送又は持参による方法】

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>申込書（Ⅰ）（Ⅱ）及び受験票に所要事項を記入し、受験票の「郵便はがき」にあて先明記の上、52円分の切手を必ず貼って、茨城県人事委員会事務局に郵送するか又は直接持参してください。</li> <li><u>（注意）申込みの際は、受験票の写真欄に写真を貼らないでください。</u></li> <li>郵送で申し込む場合は、角形2号封筒（縦33cm×横24cm程度）の表に「<u>受験申込</u>」と朱書きし、必ず郵便局の窓口で「<u>簡易書留</u>」の手続をとってください。</li> <li>郵送又は持参により申込みをした方の受験票は6月8日頃郵送しますが、6月11日までに到着しないときは、当人事委員会事務局までお問い合わせください。</li> </ul> |
| 申 込 先   | 茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 受 付 期 間 | 5月7日（木）～5月22日（金）（消印有効）<br>※ <u>持参により申し込む場合、受付期間の土曜日、日曜日を除き、各日8時30分から17時まで受け付けます。それ以外の日時は受け付けませんので、注意してください。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## &lt;共通留意事項&gt;

※ 試験当日、受験票の写真欄に所定の写真を貼り受験票を持参してください。受験票に写真が貼られていない場合は、受験できませんので注意してください。

※ 申込書受理後の試験区分（職種）の変更及び重複申込みは、認めません。

## ○試験結果の開示

この試験の結果については、茨城県個人情報の保護に関する条例の規定により口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合には、受験者本人が受験票控を持参のうえ、当人事委員会事務局に直接お越しください。受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時の間です。電話、はがき等による開示の請求はできません。

| 試 験   | 開示請求できる人 | 開示する内容        | 開示の期間        | 開示の場所       |
|-------|----------|---------------|--------------|-------------|
| 第1次試験 | 不合格者     | 各試験項目の得点等及び順位 | 合格発表の日から1か月間 | 茨城県人事委員会事務局 |
| 第2次試験 | 受験者      |               |              |             |

○この試験についての問い合わせ先



茨城県人事委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内

電 話 029 (301) 5549 F A X 029 (301) 5559

※ 看護師、作業療法士等特殊な知識、技能、資格を必要とする職種については、欠員がある場合に限り、選考により採用を行っています。受験を希望される人は、茨城県総務部人事課（029-301-2278）又は当人事委員会事務局にお問い合わせください。

別 表 試験問題分野等一覧表（数字は出題予定数）

| 試験の種類            |       | 出 題 分 野                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教養試験             |       | 知識分野 <sup>26</sup> （社会科学、人文科学、自然科学、時事一般）、知能分野 <sup>21</sup> （文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈）、茨城県に関する問題 <sup>3</sup>                                                                                                                 |
| 専<br>門<br>試<br>験 | 事 務   | 政治学 <sup>2</sup> 、行政学 <sup>2</sup> 、憲法 <sup>4</sup> 、行政法 <sup>5</sup> 、民法 <sup>6</sup> 、刑法 <sup>2</sup> 、労働法 <sup>2</sup> 、経済原論・経済政策・経済史 <sup>15</sup> 、財政学 <sup>4</sup> 、経営学 <sup>2</sup> 、社会政策 <sup>3</sup> 、国際関係 <sup>3</sup> |
|                  | 電 気   | 数学・物理 <sup>10</sup> 、電磁気学・電気回路 <sup>10</sup> 、電気計測・制御 <sup>4</sup> 、電気機器・電力工学 <sup>6</sup> 、電子工学 <sup>6</sup> 、情報・通信工学 <sup>4</sup>                                                                                              |
|                  | 機 械   | 数学・物理 <sup>10</sup> 、材料力学 <sup>4</sup> 、流体力学 <sup>4</sup> 、熱力学 <sup>4</sup> 、電気工学 <sup>2</sup> 、機械力学・制御 <sup>4</sup> 、機械設計 <sup>6</sup> 、機械材料 <sup>3</sup> 、機械工作 <sup>3</sup>                                                    |
|                  | 土 木   | 数学・物理 <sup>10</sup> 、応用力学 <sup>6</sup> 、水理学 <sup>6</sup> 、土質工学 <sup>4</sup> 、測量 <sup>2</sup> 、材料・施工 <sup>4</sup> 、都市計画 <sup>2</sup> 、土木計画 <sup>6</sup>                                                                           |
|                  | 建 築   | 数学・物理 <sup>10</sup> 、材料学 <sup>2</sup> 、構造力学 <sup>5</sup> 、環境原論 <sup>4</sup> 、建築史 <sup>2</sup> 、建築構造 <sup>4</sup> 、建築計画 <sup>5</sup> 、都市計画 <sup>3</sup> 、建築設備 <sup>2</sup> 、建築施工 <sup>3</sup>                                     |
|                  | 化 学   | 数学・物理 <sup>7</sup> 、物理化学 <sup>9</sup> 、分析化学 <sup>3</sup> 、無機化学・無機工業化学 <sup>6</sup> 、有機化学・有機工業化学 <sup>9</sup> 、化学工学 <sup>6</sup>                                                                                                  |
|                  | 薬 剤 師 | 物理・化学・生物 <sup>12</sup> 、衛生 <sup>6</sup> 、薬理 <sup>6</sup> 、薬剤 <sup>6</sup> 、病態・薬物治療 <sup>6</sup> 、法規・制度 <sup>4</sup>                                                                                                              |
|                  | 管理栄養士 | 社会・環境と健康 <sup>3</sup> 、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち <sup>8</sup> 、食べ物と健康 <sup>8</sup> 、基礎栄養学 <sup>3</sup> 、応用栄養学 <sup>3</sup> 、栄養教育論 <sup>3</sup> 、臨床栄養学 <sup>6</sup> 、公衆栄養学 <sup>3</sup> 、給食経営管理論 <sup>3</sup>                             |
|                  | 農 業   | 栽培学汎論 <sup>5</sup> 、作物学 <sup>5</sup> 、園芸学 <sup>5</sup> 、育種遺伝学 <sup>5</sup> 、植物病理学 <sup>4</sup> 、昆虫学 <sup>4</sup> 、土壤肥科学 <sup>4</sup> 、植物生理学 <sup>4</sup> 、畜産一般 <sup>2</sup> 、農業経済一般 <sup>2</sup>                                 |
|                  | 農業土木  | 数学 <sup>3</sup> 、応用力学 <sup>3</sup> 、水理学 <sup>4</sup> 、測量 <sup>2</sup> 、土壤物理 <sup>2</sup> 、農業水利・土地改良・農村環境整備 <sup>14</sup> 、農業土木構造物 <sup>5</sup> 、材料・施工 <sup>2</sup> 、農業機械 <sup>2</sup> 、農学一般 <sup>3</sup>                         |
|                  | 畜 産   | 家畜育種学 <sup>5</sup> 、家畜繁殖学 <sup>4</sup> 、家畜飼養学 <sup>4</sup> 、家畜生理学 <sup>4</sup> 、畜産経営一般 <sup>5</sup> 、畜産物利用学 <sup>5</sup> 、家畜管理学 <sup>6</sup> 、飼料学 <sup>3</sup> 、家畜栄養学 <sup>4</sup>                                               |
|                  | 林 業   | 森林政策・森林経営学 <sup>13</sup> 、造林学 <sup>12</sup> （森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学 <sup>4</sup> 、林産一般 <sup>5</sup> 、砂防工学 <sup>6</sup>                                                                                                            |
|                  | 水 産   | 水産事情・水産経済・水産法規 <sup>8</sup> 、水産環境科学 <sup>5</sup> 、水産生物学 <sup>5</sup> 、水産資源学 <sup>4</sup> 、漁業学 <sup>4</sup> 、増養殖学 <sup>4</sup> 、水産化学 <sup>5</sup> 、水産利用学 <sup>5</sup>                                                             |
|                  | 獣 医 師 | 家畜解剖学・家畜生理学・家畜薬理学・家畜病理学 <sup>8</sup> 、家畜内科学・家畜外科学・家畜繁殖学 <sup>12</sup> 、家畜寄生虫病学・家畜微生物学・家畜伝染病学 <sup>10</sup> 、獣医公衆衛生学 <sup>8</sup> 、家畜衛生学・畜産一般 <sup>2</sup>                                                                        |
|                  | 福 祉   | 社会福祉概論 <sup>22</sup> （社会保障を含む。）、社会学概論 <sup>6</sup> 、社会心理学・一般心理学 <sup>8</sup> 、社会調査 <sup>4</sup>                                                                                                                                  |
|                  | 心 理   | 一般心理学 <sup>26</sup> （心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学 <sup>9</sup> （教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法 <sup>2</sup> 、統計学 <sup>3</sup>                                                                                                          |
| 論文試験             |       | 平成26年度課題：魅力あるまちづくりのために、行政が取り組むべきこと                                                                                                                                                                                               |
| 口述試験             | 集団討論  | 平成26年度課題：地域ブランドについて                                                                                                                                                                                                              |

※ 茨城県人事委員会事務局のホームページに各職種の試験問題の例題を公表しています。

※ 教養試験の「茨城県に関する問題」は、茨城県ホームページから閲覧できるコンテンツから出題します。「茨城

のプロフィール」,「観光」,「産業」,「交通」,「文化」等を参考にしてください。

- ※ 口述試験(個別面接2回目)の「茨城県に関する課題」は第1次試験合格通知と併せて送付します。あらかじめご自身の考えを所定の様式にまとめ,7月14日(火)までに人事委員会事務局に送付していただきます。

◎平成27年度茨城県職員等採用高校卒業程度試験の実施

上記試験を次のとおり行います。

平成27年4月30日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

- 第1次試験日 9月27日(日)
- 試験案内・申込書配布開始日 7月1日(水)
- 受付期間 【インターネット】 8月12日(水)9時～8月26日(水)17時(受信有効)  
【郵送・持参】 8月12日(水)～8月28日(金)(消印有効)

※ 申込みは,インターネット・郵送・持参のいずれかの方法による。

※ 持参により申し込む場合,受付期間の土曜日,日曜日は除く。

○試験区分(職種),採用予定人員,採用時の勤務場所及び職務内容

| 試験区分(職種) |     | 採用予定人員                       | 採用時の勤務場所及び職務内容                                                     |
|----------|-----|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 高校卒業程度   | 事 務 | 知事部局等                        | 22名程度<br>知事部局,教育委員会等の本庁又は出先機関で,主に一般行政事務に従事します。                     |
|          |     | 警察本部                         | 3名程度<br>警察本部又は警察署等で,主に警察行政事務に従事します。                                |
|          | 電 機 | 気                            | 1名程度<br>知事部局等の本庁又は出先機関で,主に電気設備の設計,施工管理及び保守管理等の業務に従事します。            |
|          |     | 械                            | 1名程度<br>知事部局等の本庁又は出先機関で,主に機械設備の設計,施工管理及び保守管理等の業務に従事します。            |
|          |     | 土 木                          | 1名程度<br>知事部局等の本庁又は出先機関で,主に道路,河川,港湾,都市計画等の事業の調査,設計及び施工管理等の業務に従事します。 |
|          |     | 農 業                          | 1名程度<br>知事部局等の本庁又は出先機関で,主に農業の振興,農業経営の指導援助等の業務に従事します。               |
| 小中学校職員   | 事 務 | 19名程度<br>市町村立小中学校で,事務に従事します。 |                                                                    |

※ 採用予定人員については,変更になる場合があります。

※ 勤務場所については,自宅から通勤不可能なところになる場合があります。

※ 小中学校職員で合格した人は,身分が市町村職員となります。県職員との人事交流はありません。

○受験資格

| 試験区分 (職種) |     | 年齢等 |
|-----------|-----|-----|
| 高校卒業程度    | 県職員 | 事務  |
|           |     | 電気  |
|           |     | 機械  |
|           |     | 土木  |
|           |     | 農業  |
| 小中学校職員    | 事務  |     |

平成 6 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人。

※ 上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○試験日時及び試験場

| 区分    | 日 時                                                                                                                                                                                                              | 試験場                                                                                                      | 備 考                                               |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第一次試験 | 9 月 27 日 (日)<br>開 場 午前 8 時 40 分頃<br>説明開始 午前 9 時 00 分<br>教養試験<br>午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分<br>作文試験<br>午後 0 時 30 分～午後 1 時 30 分<br>※採点は第 2 次試験で行います。<br>専門試験 (電気職, 機械職, 土木職, 農業職のみ実施します。)<br>午後 1 時 50 分～午後 3 時 50 分 | 県立水戸第二高等学校<br>〔水戸市大町 2 - 2 - 14〕<br>〔029 (224) 2543〕<br>県立土浦第二高等学校<br>〔土浦市立田町 9 - 6〕<br>〔029 (822) 5027〕 | 受験する試験場は、人事委員会で指定します。<br><br>試験場への自動車の乗入れは、禁止します。 |
| 第二次試験 | 【適性検査】<br>10 月 14 日 (水)<br>【口述試験】<br>10 月 21 日 (水) ～ 10 月 30 日 (金)<br>のうちの 1 日                                                                                                                                   | 茨城県庁<br>〔水戸市笠原町 978 - 6〕<br>〔TEL 029 (301) 5549〕                                                         | 試験日時は、人事委員会で指定します。                                |

※ 試験については、人事委員会事務局 (電話 029-301-5549) にお問い合わせください。各試験場では、試験当日のみ照会に応じます。

○試験の方法

| 項目    | 方法   | 内 容        |
|-------|------|------------|
| 第一次試験 | 教養試験 | 択一式 (2 時間) |
|       | 専門試験 | 択一式 (2 時間) |

筆記試験とし、公務員として必要な一般的知識、知能及び各職種に応じた専門的知識、能力、技術等について、高等学校で履修した程度の問題を出題します。ただし、専門試験については、電気職、機械職、土木職、農業職のみ実施します (出題分野は別表参照)。  
教養：50 問  
専門：(技術系職のみ) 40 問

|                       |         |       |                                                                    |
|-----------------------|---------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 第<br>二<br>次<br>試<br>験 | 作文試験    | (1時間) | 文章による表現力、課題に対する理解力等をみます (別表参照)。<br>制限字数：800字程度                     |
|                       | 口 述 試 験 |       | 主として人物についての評定を行うものとし、個別面接を実施します。なお、個別面接においては、茨城県に関する課題に対する考えを聞きます。 |
|                       | 適 性 検 査 |       | 通常の職務遂行に必要な適性の有無について検査します。                                         |
|                       | 資 格 調 査 |       | 受験資格の有無等について調査します。                                                 |

※ 第2次試験における作文試験は、第1次試験日に実施しますが、評定は、第1次試験合格者のみ行います。

○試験の配点 (満点)・基準点

| 項 目       |      | 配点 (満点) |        | 基準点                             |
|-----------|------|---------|--------|---------------------------------|
|           |      | 事務      | その他の職種 |                                 |
| 第 1 次 試 験 | 教養試験 | 200点    | 100点   | 満点の4割。ただし3割までの範囲内で引き下げる場合があります。 |
|           | 専門試験 | —       | 100点   |                                 |
| 第 2 次 試 験 | 作文試験 | 50点     |        | 満点の4割                           |
|           | 個別面接 | 350点    |        | 満点の4割                           |

※ 合格者は、すべての試験項目の基準点を満たし、かつ、適性検査結果が適当と認められる人のうち、合計点の高い人から成績順に決定します。

○合格者の発表

| 区 分                    | 期 日                      | 方 法                                                            |  |
|------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------|--|
| 第 1 次 試 験<br>合 格 者 発 表 | 10月7日 (水)<br>午前10時 (予定)  | 人事委員会のホームページ並びに人事委員会事務局及び水戸、常陸太田、銚田、土浦、筑西の県合同庁舎掲示板に受験番号を掲示します。 |  |
| 最終合格者発表                | 11月11日 (水)<br>午前10時 (予定) |                                                                |  |
|                        |                          | 合格者のみに通知します。                                                   |  |
|                        |                          | 受験者全員に合否の結果を通知します。                                             |  |

○合格から採用まで

※ 合格者は、当人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、当人事委員会は任命権者 (知事、教育委員会教育長、警察本部長等) からの請求に応じて成績順に推薦します。任命権者は、それによって本人の意向等を考慮のうえ、欠員に応じて採用することになっています。

知事部局の意向調査日 : 平成27年11月下旬予定

※ 採用は原則として平成28年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

※ 採用候補者名簿の有効期間は1年です。

※ 農業職で採用された人は、採用後、一定の実務経験後「普及指導員」の資格を取得していただく予定です。

○給 与

給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合の給料 (基本給) 月額、次のとおりです。

(平成27. 4. 1 現在)

| 職種   | 大 学 | 短 大      | 高 校      |
|------|-----|----------|----------|
| 各職種共 | —   | 160,992円 | 150,072円 |

※ 地域手当 4 % を含んだ額です。

※ 学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます。

※このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（年 2 回（6 月、12 月））等が支給されます。

○受験手続

【インターネットによる方法】（できる限りこちらを御利用ください。）

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず、茨城県人事委員会のホームページ（下記(1)）でインターネットによる申込方法及び注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービスホームページ（下記(2)）でお申し込みください。</li> <li>・ パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは下記(1)のホームページで確認してください。</li> <li>・ プリンターを持っていないなど、受験票をダウンロードし、印刷することができない人は、下記【郵送又は持参による方法】で申し込んでください。</li> <li>・ 使用するパソコンや通信回線の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> <li>・ 手続に時間がかかる場合がありますので、余裕を持って早めにお申し込みください。</li> <li>・ インターネットにより申込みをした方の受験票の取得方法や受験番号、試験場等の確認方法については、茨城県人事委員会事務局のホームページ（下記(1)）で確認してください。</li> </ul> |
| ホームペー<br>ジ<br>ア<br>ド<br>レ<br>ス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記(1)及び(2)のホームページを御覧ください。</li> <li>・ (1)と(2)はリンクしていますので、まず、(1)を御覧になり、その後(2)へ進んでください。</li> <li>(1) 申込方法及び注意点の確認<br/>                     &lt;茨城県人事委員会事務局ホームページアドレス&gt;<br/> <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiin/">http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/jinjiin/</a></li> <li>(2) 申込み<br/>                     &lt;いばらき電子申請・届出サービスホームページアドレス&gt;<br/> <a href="https://s-kantan.com/pref-ibaraki-u/">https://s-kantan.com/pref-ibaraki-u/</a></li> </ul> |
| 受 付 期 間                        | 8 月 12 日（水）9 時～8 月 26 日（水）17 時（受信有効）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

【郵送又は持参による方法】

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込書（Ⅰ）（Ⅱ）及び受験票に所要事項を記入し、受験票の「郵便はがき」にあて先明記の上、52円分の切手を必ず貼って、茨城県人事委員会事務局に郵送するか又は直接持参してください。<br/>                     （注意）申込みの際は、<u>受験票の写真欄に写真を貼らないでください。</u></li> <li>・ 郵送で申し込む際は、角形 2 号封筒（縦 33cm×横 24cm 程度）の表に「<u>受験申込</u>」と朱書き、<u>必ず郵便局の窓口で「簡易書留」の手続をとってください。</u></li> <li>・ <u>郵送又は持参により申込みをした方の受験票は 9 月 7 日頃郵送しますが、9 月 15 日までに到着しないときは、当人事委員会事務局までお問い合わせください。</u></li> </ul> |
| 申 込 先   | 茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 受 付 期 間 | 8 月 12 日（水）～8 月 28 日（金）（消印有効）<br>※ <u>持参により申し込む場合、受付期間の土曜日、日曜日を除き、各日 8 時 30 分から 17 時まで受け付けます。それ以外の日時は受け付けませんので、注意してください。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

<共通留意事項>

※ 試験当日、受験票の写真欄に所定の写真を貼り持参してください。受験票に写真が貼られていない場合は、受験できませんので注意してください。

※ 申込書受理後の試験区分（職種）の変更及び重複申込みは、認めません。

○試験結果の開示

この試験の結果については、茨城県個人情報の保護に関する条例の規定により口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合には、受験者本人が受験票控を持参のうえ、当人事委員会事務局に直接お越しください。受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時の間です。電話、はがき等による開示の請求はできません。

| 試 験     | 開示請求できる人 | 開示する内容        | 開示の期間          | 開示の場所    |
|---------|----------|---------------|----------------|----------|
| 第 1 次試験 | 不合格者     | 各試験項目の得点等及び順位 | 合格発表の日から 1 か月間 | 人事委員会事務局 |
| 第 2 次試験 | 受 験 者    |               |                |          |

○この試験についての問い合わせ先

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨城県人事委員会事務局<br>〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内<br>電 話 029 (301) 5549 F A X 029 (301) 5559 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|

※ 看護師、作業療法士等特殊な知識、技能、資格を必要とする職種については、欠員がある場合に限り、選考により採用を行っています。受験を希望される人は、茨城県総務部人事課（029-301-2278）又は当人事委員会事務局にお問い合わせください。

※ 茨城県警察官採用試験も行っていますので、受験を希望される人は、茨城県警察本部警務課（フリーダイヤル 0120-314058）、当人事委員会事務局又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

別 表 試験問題分野等一覧表

| 試験の種類   |     | 出 題 分 野                                                          |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------|
| 教 養 試 験 |     | 国語, 社会, 数学, 理科, 文章理解 (英語を含む。), 判断推理, 数的処理, 資料解釈                  |
| 専 門 試 験 | 電 気 | 数学・物理・情報技術基礎, 電気基礎, 電気機器・電力技術・電子計測制御, 電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術      |
|         | 機 械 | 数学・物理・情報技術基礎, 機械設計, 機械工作, 原動機, 生産システム技術 (電気技術, 電子技術, 制御), 電子機械   |
|         | 土 木 | 数学・物理・情報技術基礎, 土木基礎力学 (構造力学, 水理学, 土質力学), 土木構造設計, 測量, 社会基盤工学, 土木施工 |
|         | 農 業 | 農業と環境, 作物, 野菜, 果樹, 草花, 畜産, 農業経営                                  |
| 作 文 試 験 |     | 平成26年度課題: 私を成長させてくれたこと                                           |

※ 茨城県人事委員会のホームページに各試験問題の例題を公表しています。

※ 口述試験 (個別面接) の「茨城県に関する課題」は第 1 次試験合格通知と併せて送付します。あらかじめ考えを規定の様式にまとめ、適性検査受験日に提出していただきます。

( 収 用 委 員 会 )

●土地収用法に基づく裁決書の正本の送達

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第66条第 3 項の規定に基づき送達すべき次に掲げる書類は、茨城県収用委員会事務局 (茨城県総務部総務課 (水戸市笠原町978番6) 内) において保管してあるので、次に掲げる者は、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成27年 5 月 20 日を経過した時に送達があったものとみなされます。

平成27年 4 月 30 日

茨城県収用委員会

会長 松 崎 保 元

- 1 送達すべき書類の名称  
平成27年4月23日付け裁決書の正本
- 2 送達を受けるべき者  
茨城県つくば市島名字榎内3230番22の土地の所有者のうち次の者  
岡田 猛

~~~~~

●土地収用法に基づく裁決書の正本の送達

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき送達すべき次に掲げる書類は、茨城県収用委員会事務局（茨城県総務部総務課（水戸市笠原町978番6）内）において保管してあるので、次に掲げる者は、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成27年5月20日を経過した時に送達があったものとみなされます。

平成27年4月30日

茨城県収用委員会
会長 松 崎 保 元

- 1 送達すべき書類の名称
平成27年4月23日付け裁決書の正本
- 2 送達を受けるべき者
茨城県つくば市島名字榎内3230番22及び同26の土地の関係人のうち次の者
日本住宅興産株式会社 代表取締役 堀井 朝男

~~~~~

●土地収用法に基づく裁決書の正本の送達

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき送達すべき次に掲げる書類は、茨城県収用委員会事務局（茨城県総務部総務課（水戸市笠原町978番6）内）において保管してあるので、次に掲げる者は、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成27年5月20日を経過した時に送達があったものとみなされます。

平成27年4月30日

茨城県収用委員会  
会長 松 崎 保 元

- 1 送達すべき書類の名称  
平成27年4月23日付け裁決書の正本
- 2 送達を受けるべき者  
茨城県つくば市島名字榎内3230番22及び同26の土地の関係人のうち次の者  
日本住宅金融株式会社

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)